

平成23年 第2回

佐伯市議会臨時会会議録

自 平成23年 2月3日
至 平成23年 2月10日

佐 伯 市 議 会

平成 2 3 年 第 2 回

佐伯市議会臨時会会議録

第 1 号	2 月 3 日
第 2 号	2 月 7 日
第 3 号	2 月 1 0 日

平成23年第2回佐伯市議会臨時会会議録目次

平成23年2月3日(木曜日)(第1号)

開会.....	7
1 日程第1 会期の決定.....	7
1 日程第2 議案の上程.....	7
1 日程第3 提案理由の説明.....	8
1 日程第4 請求代表者の意見陳述の日時、場所等の決定.....	10
散会.....	10

平成23年2月7日(月曜日)(第2号)

開議.....	13
1 日程第1 請求代表者の意見陳述.....	13
1 日程第2 議案質疑.....	24
1 3番(高司政文)の質疑(議案第4号).....	24
1 17番(井上清三)の質疑(議案第4号).....	35
1 日程第3 議案の委員会付託.....	41
1 議案付託表.....	41
散会.....	42

平成23年2月10日(木曜日)(第3号)

開議.....	45
1 日程第1 委員長報告(質疑).....	45
1 地域開発調査特別委員長(柘田穂積)の報告.....	45
1 1番(後藤幸吉)の提案理由説明(議案第4号修正案).....	51
1 日程第2 討論、採決.....	51
1 4番(清田哲也)の反対討論(議案第4号修正案・原案).....	51
1 1番(後藤幸吉)の賛成討論(議案第4号修正案).....	52
1 28番(芦刈紀生)の反対討論(議案第4号修正案・原案).....	55
1 8番(佐藤元)の賛成討論(議案第4号修正案).....	56
1 22番(井野上準)の反対討論(議案第4号修正案・原案).....	57
1 25番(清家好文)の賛成討論(議案第4号修正案).....	59
1 2番(矢野精幸)の反対討論(議案第4号修正案・原案).....	61
1 20番(後藤勇人)の賛成討論(議案第4号修正案).....	61
1 10番(上田徹)の反対討論(議案第4号修正案・原案).....	62
1 3番(高司政文)の賛成討論(議案第4号修正案).....	63
1 7番(河野豊)の賛成討論(議案第4号修正案).....	66

1	27番（吉良栄三）の賛成討論（議案第4号修正案）.....	69
1	7番（河野豊）の発言.....	71
1	審議結果.....	73
1	日程第3 会議録署名議員の指名.....	74
	閉会.....	74

平成 2 3 年 第 2 回

佐伯市議会臨時会会議録

第 1 号 2 月 3 日

第 2 回 佐伯市議会臨時会会議録（第 1 号）

平成23年 2 月 3 日（木曜日） 午前10時00分 開 会

出席議員の氏名

1 番 後 藤 幸 吉	2 番 矢 野 精 幸
3 番 高 司 政 文	4 番 清 田 哲 也
5 番 河 原 修 仁	6 番 矢 野 哲 丸
7 番 河 野 豊 元	8 番 佐 藤 徹
9 番 和 久 博 至	10 番 上 田 儀 太 郎
11 番 御手洗 秀 光	12 番 清 家 儀 太 郎
13 番 日 高 嘉 己	14 番 玉 田 茂 涉
15 番 梶 田 穂 積	16 番 三 浦 涉
17 番 井 上 清 三	18 番 小 野 宗 司
19 番 浅 利 美 知 子	20 番 後 藤 宗 勇
21 番 渡 邊 一 晴	22 番 井野上 準
23 番 兒 玉 輝 彦	24 番 宮 脇 保 芳
25 番 清 家 好 文	26 番 江 藤 茂 生
27 番 吉 良 栄 三	28 番 芦 刈 紀 生
29 番 下 川 芳 夫	30 番 高 橋 香 一 郎

欠席議員の氏名

な し

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

説明のため出席した者の職氏名

市 副 教 総 財 企 市 福 建 上	副 市 育 務 務 画 商 工 観 光 部 民 生 活 部 社 保 健 部 設 部 下 水 道 部	長 西 嶋 泰 義 長 山 本 清 一 郎 長 塩 月 厚 信 長 分 藤 高 嗣 長 川 原 弘 嗣 長 三 原 信 行 長 魚 住 慎 治 長 染 矢 隆 則 長 石 田 初 喜 長 高 瀬 精 市 長 三 又 秀 喜	教 育 次 長 江 藤 幸 一 消 防 長 川 野 好 明 総 務 部 次 長 兼 上 浦 振 興 局 長 総 務 部 次 長 兼 弥 生 振 興 局 長 総 務 部 次 長 兼 本 匠 振 興 局 長 総 務 部 次 長 兼 宇 目 振 興 局 長 総 務 部 次 長 兼 直 川 振 興 局 長 総 務 部 次 長 兼 鶴 見 振 興 局 長 総 務 部 次 長 兼 米 水 津 振 興 局 長 総 務 部 次 長 兼 蒲 江 振 興 局 長 水 産 課 長 坪 根 大 吉
---------------------	---	---	---

議事日程第1号

平成23年2月3日(木曜日) 午前10時00分 開会

- 第1 会期の決定
 - 第2 議案の上程
 - 第3 提案理由の説明
 - 第4 請求代表者の意見陳述の日時、場所等の決定
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 議案の上程
 - 日程第3 提案理由の説明
 - 日程第4 請求代表者の意見陳述の日時、場所等の決定
-

午前10時00分 開会

議長(小野宗司) おはようございます。本日招集の会議は成立いたしました。
ただいまから、平成23年第2回佐伯市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定

議長(小野宗司) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は、本日から10日までの8日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、会期は8日間と決定いたしました。

日程第2 議案の上程

議長(小野宗司) 日程第2、議案の上程を行います。

議案第4号、佐伯市中心市街地活性化事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定について、以上1件であります。

平成23年第2回佐伯市議会臨時会上程議案一覧表

議案	
番号	件名
第4号	佐伯市中心市街地活性化事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定について

日程第3 提案理由の説明

議長（小野宗司） 日程第3、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） ただ今、本臨時会に上程されました議案について御説明いたします。

議案第4号「佐伯市中心市街地活性化事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定」につきましては、地方自治法第74条第1項の規定により条例制定の直接請求がなされたことに伴い、同条第3項の規定により、議会に付議するものであります。

次に、本条例案には、私の意見を付けることとなっておりますので、その意見について申し上げます。

佐伯市中心市街地活性化事業は、平成22年3月23日に国の認定を受けた佐伯市中心市街地活性化基本計画（以下「本計画」という。）に基づいて実施する81の事業で構成されています。本計画の策定に当たっては、平成20年に市内の各種団体の代表者30人を構成員とする中心市街地活性化協議会を立ち上げ、準備会を含む協議会を8回開催し、検討・協議を重ねた上で意見集約を行っております。また、中心市街地活性化に関する取組については、市民に対してその必要性を広く知っていただき、理解を深めていただくために、あらゆる機会を通じて情報を提供してまいりました。これまでに、6回のまちづくり協議会での報告、8回にわたる市報への掲載、2回のケーブルテレビによる放送等を実施するとともに、佐伯市公式ホームページには、「佐伯市中心市街地のまちづくり」の特設コーナーを設け、継続的に更新しながら情報発信を続けています。また、平成22年2月から3月にかけてパブリックコメントを実施し、広く市民から意見を求めたところです。

さらに、市議会に対しましては、平成21年6月及び12月に全員協議会において中心市街地活性化計画について報告を行い、平成22年4月からは、5回の地域開発調査特別委員会において大手前開発計画の進捗状況を中心に説明をしてまいりました。また、平成22年第1回佐伯市議会定例会において、本計画に係る関連予算案を提案し、予算特別委員会及び本会議のいずれにおいても賛成多数により議決をいただいたところであります。

この度その制定について請求された住民投票条例では、第1条の目的規定において「佐伯市が計画している中心市街地活性化事業の推進について、市民の意思を明らかにし、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする」と規定されていますが、先に述べた経緯等から、この目的は既に達成されているものと認識しています。

したがって、「佐伯市中心市街地活性化事業の推進の賛否を問う住民投票条例」については必要はないものと判断し、その制定には反対の意を表明するものであります。

中心市街地の活性化に関する法律は、その基本理念を「中心市街地が地域住民等の生活と交流の場であることを踏まえつつ、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を図ることを基本とし、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性に鑑み、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、行われなければならない」とする一方、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、この基本理念にのっとり、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに経済的環境の変化を踏まえつつ、国の施策と相まって、効果的に中心市街地の活性化を推進するよう所要の施策を策定し、及び実施す

る責務を有する」と規定しています。本市の中心市街地を取り巻く環境は、急速に悪化している状況であり、時代に合った魅力を創出し、市民が暮らしやすさとにぎわいを感じられる街を実現するために、都市機能の集積と交通利便性の向上を目指したコンパクトシティを形成し、もって市民サービスの向上と交流人口の拡大による経済基盤を強化することは、本市の責務であり、最重要課題の一つであります。

住民投票条例の制定案では、中心市街地活性化事業のうち、大手前地区第一種市街地開発事業、歴史資料館の建設事業及び観光交流館の建設事業のそれぞれについてその推進の賛否を問うこととされていますので、事業別に私の所見を申し上げます。

大手前地区第一種市街地再開発事業につきましては、平成12年度に旧中心市街地活性化基本計画において核事業として位置付けられ、旧寿屋跡地を大手前地区再開発事業用地として平成17年度に佐伯市土地開発公社が先行取得いたしました。平成21年度には新中心市街地活性化基本計画の核事業として再度位置付けられ、平成22年4月に佐伯市大手前地区市街地再開発準備組合の設立に至ったところです。本事業においては、商業店舗、住宅、公共公益施設、広場、駐車場の整備等により市民の交流の場を提供し、にぎわいの創出を図ることとしており、その実施は、長年にわたり市民から期待されてきたものであります。次に、歴史資料館整備事業につきましては、市の歴史・文化の継承や情報発信を図り、街の魅力を高めることを目指しています。本事業により整備される歴史資料館には、市の貴重な歴史・文化的資料である毛利家の遺品、藩政史料、佐伯文庫はもとより、市内各地域の歴史・文化的資料の収集・保存・展示を行うことも予定しています。この事業は、住民が郷土の歴史を総合的に学び、郷土愛を育むとともにその資料を伝承していくためにも必要な事業であります。さらに、城下町観光交流館（仮称）の整備につきましても、観光による交流促進や回遊性の強化、来街者の滞在時間の増加等の観点から観光交流拠点として欠かせない事業であります。これらの事業及びその他の関連事業は、これからの本市にとって欠くことのできない事業であり、これらを一体的・総合的に実施することにより、その効果は全市に波及するものと考えています。

次に、本計画に掲げる事業の実施が本市の財政に与える影響について申し上げます。本市は、中期的な財政の健全化を図るため、平成17年度から行財政改革推進プランを策定し、そのプランに基づいて財政運営を行っております。平成22年度から26年度までの5か年を対象に策定した第2期佐伯市行財政改革推進プランでは、本市の投資的経費を年80億円以内に抑制し、普通建設事業に係る平成26年度末の市債残高を平成21年度末の市債残高より100億円削減することとしています。本計画に掲げられた事業に係る事業費は、この行財政改革プランにおける年80億円以内に抑制することとしている投資的経費に含まれているものであり、この事業の実施によって財政に悪影響を及ぼすものではないと考えています。

私は、選挙公約の一つに中心市街地活性化事業の取組を掲げ、市長に就任させていただきました。この事業への取組は、市民の皆様にご信任を受けた私の責務と認識しており、中心市街地の活性化のために必要な事業は、今後も財政の健全化を図りながら推進していかねばなりません。最少の経費で最大の効果を挙げるようこの事業を実施するためには、国の社会資本整備総合交付金（旧まちづくり交付金）及び合併特例債を活用することが最良の手法であると判断しているところであり、そのためには、これらの事業を国の認定した本計画に沿って実施していくことが求められます。

本条例案は、上記3事業について住民投票によりその推進に対する賛否を明らかにすることとしておりますが、その結果を尊重し仮にいずれかの事業の実施を中止することとした場合、本計画全体の大幅な見直しを行う必要があることから、住民投票の結果、賛成とされた事業のみならず、道路、公園等の整備その他の事業の実施にも重大な影響を及ぼしかねないこととなります。

私は、間接民主制を補完するために市民が権利として有している「直接請求権」を尊重することは当然であると考えておりますが、大手前地区第一種市街地再開発事業、歴史資料館整備事業及び城下町観光交流館整備事業（仮称）につきましては、これまでに述べてきたことから、その推進について賛否を問うための住民投票を行う必要はないと考えています。

この度市民から住民投票条例制定の請求がなされたという事実については厳粛に受け止め、今後は市民及び議会に対し、これまで以上に説明の機会を設け、御理解と御指摘をいただきながら、修正すべきところは修正を加え、これらの事業の実施について尽力してまいりたいと考えております。

以上をもちまして、今回提出いたしました議案の概要の説明と私の意見の陳述を終わらせていただきます。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

日程第4 請求代表者の意見陳述の日時、場所等の決定

議長（小野宗司） 日程第4、請求代表者の意見陳述の日時、場所等の決定を議題といたします。

地方自治法第74条第4項の規定により、請求代表者に意見を述べる機会を与えなければなりません。

そこで、意見陳述の取扱いについて、おはかりいたします。

来る2月7日、午前10時から、本議場において意見陳述を行うこととし、その所要時間は45分以内といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、請求代表者の意見陳述の日時、場所等については、以上のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、7日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午前10時14分 散会

平成 2 3 年 第 2 回

佐伯市議会臨時会会議録

第 2 号 2 月 7 日

第 2 回 佐伯市議会臨時会会議録（第 2 号）

平成23年 2 月 7 日（月曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番 後 藤 幸 吉	2 番 矢 野 精 幸
3 番 高 司 政 文	4 番 清 田 哲 也
5 番 河 原 修 仁	6 番 矢 野 哲 丸
7 番 河 野 豊 元	8 番 佐 藤 秀 光
10 番 上 田 徹	11 番 御手洗 秀 光
12 番 清 家 儀太郎	13 番 日 高 嘉 己
14 番 玉 田 茂 積	15 番 榭 田 穂 積
16 番 三 浦 涉 三	17 番 井 上 清 三
18 番 小 野 宗 司 知子	19 番 浅 利 美 知子
20 番 後 藤 勇 人 晴	21 番 渡 邊 一 晴
22 番 井野上 準 彦	23 番 兒 玉 輝 彦
24 番 宮 脇 保 芳 文	25 番 清 家 好 文
26 番 江 藤 茂 三	27 番 清 吉 栄 三
29 番 下 川 芳 夫 一郎	30 番 高 橋 香 一郎

欠席議員の氏名

9 番 和 久 博 至 28 番 芦 刈 紀 生

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

説明のため出席した者の職氏名

市 副 副 教 総 財 企 市 福 建	市 市 育 務 部 務 部 画 商 工 観 光 部 民 生 活 部 社 保 健 部 設 部	長 西 嶋 泰 義 長 山 本 清 一 郎 長 塩 月 厚 信 長 分 藤 高 嗣 長 川 原 弘 嗣 長 三 原 信 行 長 魚 住 慎 治 長 染 矢 隆 則 長 石 田 初 喜 長 高 瀬 精 市	上 下 水 道 部 長 農 林 水 産 部 長 教 育 次 長 消 防 次 長 選挙管理委員会事務局 兼 総 務 課 長 財 政 課 長 企 画 課 長 大手前開発推進室 長 文 化 振 興 課 長	三 又 秀 喜 高 橋 滿 弥 江 藤 幸 一 歳 納 良 晴 三 股 元 勇 井 上 英 二 岡 本 彌 一 郎 飛 高 山 伸 太 亀 龜 野 宜 弘 河 野
---------------------	---	--	---	--

議事日程第2号

平成23年2月7日(月曜日) 午前10時00分 開議

- 第1 請求代表者の意見陳述
 - 第2 議案質疑
 - 第3 議案の委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請求代表者の意見陳述
 - 日程第2 議案質疑
 - 日程第3 議案の委員会付託
-

午前10時00分 開議

議長(小野宗司) 皆さんおはようございます。本日の平成23年第2回佐伯市議会臨時会第5日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 請求代表者の意見陳述

議長(小野宗司) 日程第1、議案第4号、佐伯市中心市街地活性化事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定についてを議題とし、請求代表者の意見陳述を行います。

条例制定請求代表者、田村耀郎さんの入場を許可いたします。

(田村耀郎氏入場)

議長(小野宗司) それでは登壇し、45分以内で意見陳述をお願いいたします。

請求代表者(田村耀郎) 皆さん、おはようございます。私は、佐伯市中心市街地活性化事業の賛否を問う住民投票条例制定の請求代表者であります。佐伯市の現状を憂う会会長の田村耀郎と申します。市内の臼坪に住んでおります。本日、本条例案の審議に先立ちまして、こういう形で意見陳述の場を与えてくださいました、小野議長を始め、議会運営委員会及び議員の皆様のお配慮に、まずもってお礼を申し上げます。あわせて、本議会に当該条例案を意見をつけて御提案いただきました西嶋市長及びこの間お世話になりました選挙管理委員会の田村委員長を始め、関係者の皆様にご場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、我々が今回、市街地活性化事業の賛否を問います、住民投票条例制定の請求に至りました経緯について、簡単に御説明申し上げます。現在、市の執行部が進めようとしております、中心市街地活性化事業、これは、旧壽屋跡地に公共公益施設と店舗付きの住宅建設、住宅施設を建設する総額50億円もの大手前地区第一種市街地開発事業及び大手前地区都市再生土地地区画整理事業、この二つをメインとするものであります。この事業以外にも、約13億円を投じて、大手町の旧池彦跡地に歴史資料館を建設し、さらに約3億円を掛けて歴史と文学の道にあります旧つたや旅館を買い取って、これをあえてリニューアルし、城下町観

光交流館として整備をすると。さらにまた、この活性化事業とは性格が全く異なり、財源も一部異なるんですが、現在の市庁舎を解体して、現在地に新しい庁舎を建設する総事業費56億円の新しい市庁舎建設事業が、まあこういう表現はどうかと思いましたが、この際一気にやろうと言わんばかりに、続いております。総額、私の計算では120億円を超える大型箱物建設、これが目白押しとなっております。私どもの、根本的な疑問と懸念、これはこういう施設を建設して果たして本当に佐伯が活性化するのか。更に極めて厳しい危機的とさえ言われてきました本市の財政にですね、こういう建設事業を行うだけのゆとりや能力は果たしてあるのかという、この二つの点であります。しかしながら、市の執行部は、国が合併した自治体に発行を許可しております、合併特例債。これは、総使用額の7割、70%を国が交付税措置してくれる有利な借金だと。現在、この特例債以上に有利な財源は存在しないと。そしてこの特例債の使用期限は、合併後10年目の平成26年度末。本市の場合は26年度末ということになりますけれども、それまでであって、それまでには事業をなんとでも完了しなければならぬという説明を繰り返すばかりで、私どもの疑問と懸念は少しも解消されておられません。今回、我々が署名活動等を通じて聞き取りをしました限りでは、多くの市民、特に旧町村部にお住まいの方々は、これらの事業の内容をほとんど御存じなく、我々がこの署名を集める過程でですね、詳細な内容を説明いたしますと、ほぼ例外なくです、驚きの声を上げておられました。皆さんが何も御存じないということには、むしろ署名を集めておるのに伺った我々の方が驚いたくらいです。そこで、現行計画は本当に市民の民意に沿ったものであることの明確な証明がなされない限り、我々はこれらの事業実施を受け入れられないと考えまして、民意を明らかにするために、住民投票の実施を直接請求するに至ったわけであります。

続きまして、議員各位が、本条例案を審議し、採決する際の判断材料の一つにさせていただきたいと思っておりますので、我々が現行計画に対して抱いている疑問、懸念について、以下申し上げます。まず、計画内容についてであります。前に述べましたとおり、現行計画には数億、数十億もの大規模な施設整備が多数盛り込まれております。箱物建設、これを行って中心市街地は果たしてにぎわいを取り戻すことができるのか、佐伯は活性化するのか。結論から申し上げますと、我々はそういうことはあり得ないと思っております。ここに一つの資料があります。時間の関係で詳しくは申し上げられませんが、ここにございます。これは、平成18年10月に、会計検査院が作成しました報告書。中心市街地活性化プロジェクトの実施状況に関する会計検査の結果についてのものです。御承知のとおり会計検査院というのは、国家の予算が適正かつ効率的に執行しているか否かをチェックする、いわゆる行政の無駄遣いを監視する国家機関であります。で、その報告書の記述によりますと、過去平成10年度から平成16年度に至る7年間、中心市街地活性化事業としまして、日本全国の自治体において、総額6兆円以上の事業費が投じられてきているそうであります。事業の内容は、道路整備や市街地再開発、区画整理といったいわゆるハード事業、これが約9割、およそ5兆4,000億円を占めていました。その結果どうなったか。中心市街地に住む住民の数こそわずかに下げ止まったけれども、市街地にある事業所数や小売店の年間販売額、これは大きく減少したとあります。つまり、箱物建設などのいわゆるハード事業ではですね、中心市街地の商業振興にはつながらなかったのです。つまり、にぎわいを取り戻すことはできなかつたと。これを当の事業を進めた、あるいはそれを支援してきましたですね、国家機関自体が

認めているということなのであります。それから、次に、現行計画の主要な財源として予定されております、先程言われました合併特例債。これにつきましての我々の疑問と懸念を申し上げます。少し時間をここでは取らせていただきますので、よろしくお聞きいただきたいと思っております。まず、本市の財政の現状でありますけれども、平成21年度佐伯市歳入歳出決算及び基金の運用状況を示す書類の審査意見書。これによりますと、平成20年度末の佐伯市の地方債残高は、一般会計及び特別会計を合わせて804億2,654万3,000円。住民一人当たりの額では86万2,093円に達しております。これに対しまして、本市のいわゆる類似団体、都市類型 型というわけですが、この類似団体における地方債残高というのは、287億1,173万円、一人当たり額は42万3,388円であります。御承知のとおり、類似団体、今申し上げました類似団体というのは人口と産業構造の二つの要素で、全国の自治体を分類しまして、その中で標準的な財政運営をしている自治体を、こう抽出してきましてですね、そういうような自治体の各財政数値、これを平均した値なんです。で、標準的な自治体の財政の姿を示すために一般に使われております手法のことです。つまり、申し上げたいのは、そういう類似団体と比較したときに、佐伯市の地方債残高は、先程申し上げましたように、実に3倍弱であります。3倍ですよ。一人当たり額では約2倍です。こういうふうには標準をはるかに超える負債を抱えているのが現実、事実なんです。そのように報告書にあります。こういう状況の下で、先程申し上げたように総額120億円以上になろうかというですね、箱物建設を進めるということは、将来世代に対して更なる負担増を強いるということになるのではないかと思うわけでありまして、この点につきまして、市の執行部は、先に述べましたとおり、合併特例債は使用額の7割を国が交付税措置をする。そう、交付税措置をしてくれる、いわゆる有利な借金だと。佐伯市の純粋な負担部分は3割だと、残りの3割に過ぎないと。こういうふうに言いつつですね、あたかもその使った額の7割をですね、国が完全に肩代わりしてくれるような、そういう印象を与えるような説明を繰り返しているんです。我々の認識では、こういう説明は全くな誤りだと思います。市民をこれはミスリードするものだ。はっきりとそう申し上げます。ここに言われております、交付税措置。ちょっと聞き慣れない言葉で、もう一度繰り返しますが、交付税措置と、こういう仕組み。これはどういうことなのでしょう。措置というのは、入院措置とかですね、措置するということですね、ちょっと、あまり普通では使わない。まあ処理するとか処分するとか、そのように、取り扱うとかですね、普通の用語ですとそんな感じでしょう。手へんに昔という字を書く。それから置くという字をですね。措置する。措置入院とかですね、昔聞いたことがございますけれども、その措置です。交付税措置というんです。確かに分かりにくい用語でありますけれども、これはですね、普通交付税を算定する際に、よくお聞きいただきたいんですが、普通交付税額を算定する際に、基準財政需要額というもののの中に、事業使用額の7割分に当たる元利償還金、元本と利息ですね、それを算入する。算入というのは計算の算に入れるという字。算入することを認めると、国がですね。ということにしか過ぎないんですよ、交付税措置というのは。既に御承知のことだと思いますけれども、国が各地方自治体に配分する普通交付税額の額を決定するための計算式。これはどうなっているか。ごく大ざっぱに言えば、その自治体が必要な行政サービスをですね、提供するために必要と見込まれる額。これはもう各自治体は、できるだけ全国でこう平均化する必要がありますので、人数とかですね、面積とか、いろんな要素があるんですけど、72項目あると言われておりますが、その項

目を指数を出して、計算していくわけですが、その額。これを基準財政需要額。財政上必要とされる額ということですね。基準財政需要額と、こういうふうに言います。そしてその自治体が毎年度、標準的に得られると見込まれる収入額。佐伯市なら佐伯市が毎年得ている収入ですね、独自に得ている収入であります、市民税とかですね、等々であります。これを基準財政収入額と、こういうふうに言いますが、この二つの金額です。つまり、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額、計算上は逆に計算してマイナスにするんですけれども、まあ同じことですから、それを引けば支出と収入と、こういう意味です。これを普通交付税として配分して、バランスをとっているわけですね。収入額が需要額を上回りますと、交付税の配分はもちろん必要ないわけですが、佐伯市のように税収が少ない地方都市におきましては、収入額が需要額を当然下回りますために、その差額分を交付税という形で国から支給すると、こういう形になっているわけですね。それを、交付税を支給されていない自治体というのは数限られております。まあ東京を筆頭に、まあ数少ないものだという事は御承知のとおりであります。そこで、先程の交付税措置という言葉ですが、どういうことかというのを具体的にイメージするために、私もいろいろ考えてみたんですが、まあ我々に身近なものということで言えば、住宅ローンの場合がいいかと思ったんですが、住宅ローンを組んで不動産を購入する場合、これを想定すると比較的わかりやすいかなと。ただこれは比喩ですから、正確に言うことは難しいので大分悩みましたけれども、一応それでまあお話をさせていただきたいと。例え話をしましょう。ここに銀行でローンを組んでですね、念願の一戸建てを購入した若夫婦がいるとしましょう。3割は頭金ということで、まあ自分達が貯めた金を充てる。先程の、総額の7割、3割ですね、その意味の3割ということ念頭に置いて、ここでは3割にしておきます。これは頭金。残りの7割は、まあ30年返済のローンということにした。銀行から借りたと。で、新居での生活を始めてみたんですが、予想以上にローンの返済が大変だと。それもそのはずで、この若夫婦ですね、夫は派遣社員で、奥さんはパートで勤めていると。収入額は少ないにも関わらずですね、高価な買い物が好きだと、こういう二人なんですね。今まではこの生活水準を維持するために必要な金額からその夫婦二人の収入額を引いたその差額分、これは親に泣きついて親から仕送りしてもらったと。援助してもらったと。だから楽しく生活できてたわけです。ここで言いますと、その若夫婦の生活水準を維持するために必要な金額、これがその基準財政需要額、先程のですね、それに当たる。二人の収入額が基準財政収入額と、こういうわけですね。で、親からの仕送り、これが普通交付税と。こういう、まあ絵解きなわけですね。で、しかるにですね、一戸建てなどというわけですね、いわゆる一生物の高価な買い物、これをしてしまった二人です。たちまちその毎月のローンの返済に苦しんでですね、まあ銀行から督促がくると、滞ると、いうふうなことになった。家も場合によっては手放さなきゃいかんかもしれないと、大変なことになった。まあ仕方がないのでですね、親が今までの仕送り額の中から、今までの仕送り額の中からなんですよ、今までの仕送りがまず10万円、この中からですね、毎月のローン返済に当たる部分、先程のあれでいうと、数字は4万ですかね、その部分を、直接銀行に払うようにしてくれた。そういうまあ処理をしてくれた、処置をしてくれた。まあ保証人というわけでもないんですけども、そのような処理をした。ちょっとこのところは説明しなくちゃ、必要かもしれませんが、まあちょっとそのように御理解ください。そのようにすることを交付税措置と言って、具体的に金額を当てはめてみましょう。

例えば、親からの仕送り額が月額10万だとしますね。で、ローンの返済額が月額4万ということにしますと、10万から4万ということで、この二人が自由に使える額が、月額6万ということに減っていきますね。減っていますね。ですから今までの生活態度は改めていかなきゃいかんということになるでしょう。ところがですね、市の執行部の説明では、これはあたかも仕送り額は月額14万円に増えると、10万プラス4万円。自由に使える額は、10万のままだと。4万は返すんだけど、自由に使える額10万円は前と変わらない10万円のままでというふうに言っているようなものなんだと私は思います。判断します。そうでないと言うんであったらあとで教えてくださいませ。これではですね、この二人が銀行から借りている債務者、実は債務者にも関わらずですね、むしろ債権者、債権者というか親に対する債権者といえますかね、変な話なんですけれども、金を返しているのは実は親だと。本人達は何も返してないじゃないかということになるわけです。何が債務者だと。特例債とついている以上は、債務者なんです。同じ債でも債権じゃなくて債務なんです。義務なんです。借りているのは佐伯市なわけですから。その夫婦なんです、先程申し上げた。こんなことをする親は実際にはおりませんけども、そんな甘ちゃんな親はですね、実は子どもをだめにする。ところがですね、ま親とは言いにくいんですが、親方日の丸はですね、国家、日本はですね、絶対こんなことはしません。もっと厳しい対応をします。日の丸という親はですね、今までどおり10万円しか仕送りをしないんです。そのうちの4万円は、自動的に、しかも優先的ですね、他の物に使っちゃいけない。自動的に優先的にローンの返済に、強制的に充てるようにしてしまうんです。つまり、合併特例債というのはですね、国から交付される普通交付税、その額が、このように右肩上がりにどんどん増えていくという場合、それだとも問題は起こらない。以前そういうこともありました。借金というのはその中に見えないっていうか隠れている、組み込まれているといえますかね、あまり気にならないということで、収入が増えれば借金が気にならない。ですからどんどん、高度成長の頃はお金を借りた方がいいと、いわゆる言われたぐらいなものです。そういうことはつまり、右肩上がりにどんどん増えていくということがない限りですね、市が将来ずっともらっていく、もらうことになる、毎年度ですね、これから将来ですよ、将来もらえる予定なんですけれども、あくまでも。そういう予定の交付税を、前借りしているんです。あるいは先に食ってるわけです。それはそうですね、それで建てるわけだから。120億も使うっていうわけですから。現在使ってしまうわけですよ。ですから、市の財政が苦しくなっていくのは当たり前であります。先進国中で、先進国の中で、最悪の財政状態だと言われている我が国ですよ、今後自治体に支給する交付税を増やすなんてことは絶対ありません。どんどん減っていく。なんとかして削ってこようとしているわけです。確実に減ります。この基準財政需要額の算定の根拠になる、先程申し上げた72あるようなんですが、その費目。これを削減するということによって総額を下げていくわけですよ。そういうテクニックを使う、労するわけです。先程申し上げた、その合併特例債分は、そのこの費目の中に一つ上げるんですね。実際上げてから増えたように見えるんです。ですけども他のところを下げるわけです。他のところで調整するわけですよ。上げた分を。それでちゃらにってしまう。その中に組み込んでしまうというぐらいのことをやるわけです。それは総務省や財務省はそれぐらいのことは朝飯前であります。パソコンというかコンピュータをちょっと触れば、そのつもりですぐできることなんです。そんな難しいことじゃない。口で言うのはややこしいですけども、そのつもりでそのつもりで操作

をする人があってやれば、なんてことはないんですよ。出てくるのは数字ですから。金額ですだからね。中身がどうかというのは、そのつもりで探らないとわからない。そういう構造になってる。このようにですね、特例債は有利だなんていうようなことは決して言えない。そういう借金なんですよ。合併特例債を使えば佐伯市の純負担分はたったの10億円に過ぎない。この51億のうちの10億だと書いてありますね。我々が見せられる文章はいつもそういうことが書いてある。純負担分。純粹の負担分は10億にしか過ぎん。つまり大手前開発51億円あるんですが、予定されておりますけれども、そのうちの10億円だけが市の負担だと。あとは誰が見るんですかね。そんなばかなことあるはずないわけです。もちろん、大手前の開発で言えば、あれは中心市街地の活性化事業の、いわゆる交付税ではなくて交付金の適用になりましたから、45%なんですね、認定されましたので。その部分は、その部分はですよ、その部分はいわばもらった金ですから、ですからいいんですけれども、残りの55%、その部分については合併特例債を使うと言っているわけですから、そこをきちんと計算しなければ、それは全部市の負担なんです。この10億円というのはそのうちの3割の部分だけを指して言っているわけですよ。残りの55%のうちの30%を指して言っているんです。計算してください。大体10億弱になるはずですよ。まあもちろん利息とかなんとかあるからこの数字を言うんでしょうけども、そういうような額だけを上げてるんですよ。残りの70%については何も触れてない。あるいは佐伯市の持ち出し分はこれこれだといった、いい加減な言い方をして、さも佐伯市の負担分が少ないんだよ、だから大丈夫だよというですね、そういう描き方をしている。これは絶対にやめなきゃいけない。特例債の過度な使用、特例債を過度に使用することは、財政悪化を招くことになる。こういうふうに、改革派市長、あるいは地方財政の研究者、これもこぞって、そういう方々は指摘しておられます。時間の関係で、いろいろ紹介できないのが残念なんですけれども、まあ本だけは見せましょう。こういう本を、私は読みました。まず、改革派市長と言われますかね、身近な方ですので、後藤国利氏。前臼杵市長のコラムがございます、これも持ってますけれども、まあいいでしょう。平成14年10月23日付けの、臼杵市の職員に宛てたコラムがあるんですね。その中で、合併特例債はモルヒネみたいだと。モルヒネ、というふうに銘打ちましてですね、次のような指摘をしておられます。自治体側は将来の交付税危機のことなど何も考えないでしょう。とにかく現在の財政苦境の中で投資的事業を縮小せざるを得ない当座の痛みから逃れようという思いからだけでも合併特例債にはつい手を伸ばしたくなってしまいます。政府側は将来の交付税制度への影響を知らないはずはありませんが、合併を誘導するためには魅力的な処方ですから利用しているようです。目先の強烈な痛みを抑える特効薬、モルヒネのような存在が、合併特例債と言えます。目先の痛みを抑えることができても、根本的な治療にはならず、体と心がむしばまれていく副作用がある薬です。こうはっきりと言っておられるんです。私はさすがだと思いましたね、よく見ておられる、それから、地方財政論を専門とする高木健二さん。この本の中の一部でありますけれども、合併特例債は疑似え。まあルアーですかね、魚をこう、釣り上げるためのえさ、疑似え。そういう名称の、まあ論文ですね。その中で、次のように論じております。この交付税措置の意味を、合併特例債の元利償還金である70%部分ですね。この全てが、国により交付税で保障されると勝手に誤解、錯覚した自治体は。もう一度申し上げますけれども、勝手に誤解、錯覚した自治体は、先を争って合併特例債に飛びつき、市町村合併に雪崩をうって傾斜したと。雪崩を打って傾斜した。総務省は、70%分の交付税を増やすとは一度

も言っていないし、市長、地方議員が勝手に思い込んだに過ぎないんだと。さらに、基準財政需要額が増えた分だけ交付税が増えるという保障は全くない。他の基準財政需要額の項目が削減されれば、そこに差し引きで吸収されてしまうだけである。あるいは、合併特例債の交付税措置は、自治体が、自らの将来の交付税を、先程申し上げた、先食いしていただくと、先に食ってる。合併特例債のつけが、自治体の財政運営を圧迫していくことになるう、こういうふうに述べておられます。こういった主張がですね、決して根拠のないものではないということは、平成大合併の優等生としてもはやされました、兵庫県篠山市の事例で、既にもう証明されております。時間の関係で詳しく紹介できないのが残念ですが、お調べになった方はいらっしゃるかな。篠山の事例を、議員の方々、あるいは職員の方々ですね。篠山がどうなっているか、どうなったか、どうしようとしているか、どんなに苦しんでいるか。是非、私は、お調べいただきたいと思います。ちょっと省略いたします。我々は、合併特例債を主たる財源として総額120億円を超える現行計画を実施すればですね、佐伯市も篠山市と同様の惨状に陥るのではないかと、非常に危惧しております。佐伯市の財務部長が昨年3月の議会で行った答弁によりますと、合併特例債を平成21年度見込みで130億円使用する。平成26年度までには300億円まで使用する予定であるということをお述べられました、この席で。佐伯市の合併特例債の使用限度額アッパーは400億円ですから、そのうちの300億、つまり75%までは使用する予定だって言うんですよ。先程申し上げた、非常に危険だと、モルヒネだとまで言われる薬を打つという予定だって言うわけです。非常に恐ろしいと私は思います。それでは次に、本臨時議会の開会日、西嶋市長より朗読されました意見書につきまして、我々の見解を申し上げます。まず、住民への周知、意思の確認という問題につきましてであります。意見書からは、市民に十分説明し、議会にも了承してもらっているから、いまさら意思を聞く必要はないという姿勢が伺えます。いわゆるお役所的な手続ではそれで十分だということになるのかもしれませんが、これはあまりにも形式的な主張であります。もしもそうであるならばですね、どうして我々の運動が起こって、あれだけ指示されてですね、マスコミでも報道されるようになったのでしょうか。私も署名したかったというですね街の声が、今でも私のところに届いてきます。さらに言えば、署名ということにはですね、抵抗感のあった方々でもですよ、これが秘密投票ということにもしなければですね、秘密投票ってなにも悪いことするわけじゃない、当然のね、自由な意思を正直に出すための手段が秘密投票なんです。選挙のように、その時にはですね、恐らく、自由な意思を表示することが皆さんできるようになる。恐らく、私のあれでは、印象では、こういう事業を今のままの形で少なくとも推進することには疑問があるということと言われる市民は、かなりの数にのぼるのではないかと想定しております。確信していると言ってもいいかもしれません。続いて大手前事業につきまして、意見書では、この事業はにぎわいの創出を図り、市民の長年の期待に応えるものであるというふうに言っております。しかし、市民の期待というのはですね、中心市街地ににぎわいを取り戻すことであってですね、大手前事業イコール商業店舗等の建設だと、イコールにぎわいの再生だと、どうしてそういうことがすすっと出てくるんですか。大手前事業の、強弁ですよそれは。このような商業店舗等の建設が、果たして大手前のにぎわいの創出に本当につながるのかどうかと、それが本当の問題でしょう、それが今問われているわけですよ。建物建てればにぎわうと。本当、そんな短絡的な発想は、とても今では通用しないと思います。それから、大手前地区から人々の足が遠のいたり、あ

るいはにぎわいを失われていた原因というのはですね、皆さんがよく御存じのように、いろんなものが複雑な原因があります。あえて申し上げますが、御承知のとおり、御想像のとおりであります。一つですね、公共交通体系の弱体化という要因があったこと、このことは非常に重要なポイントだと思っておりますね、私は。あの、やっぱりモータリゼーションになかなか対応できないという弱い方々がたくさんいらっしゃる。これは、旧町村部だけでなくですね、旧市内のお年寄りの方、結構いらっしゃるんですよ。大手前に行くこと自体も難しい。ですからそこにいくら建物、集客用のものを作ってもですね、そこまで行くこと自体がなかなか大変なんだと、そのように言っておられる方、結構たくさんいらっしゃいますよ。まあそういう問題が、つまり、足の問題を十分考えなきゃいかん。バス事業のことが若干触れてありましたけれども、コミュニティバスですかね、バスの循環をやってというようなことを言っていたが、なにか付け足しのような感じで私は読んでおりました。そういう、ともかく施設整備のみが先行し、その施設にどうやって、その人を連れてくるのかというのですね、そういう視点が欠落した現行の事業内容では、私は、にぎわいの創出なんていうようなことはですね、望むべくもないと、強く危惧しております。それでもいいんだ、この店舗で観光客の誘導のことなんか特に考慮もしてないとかですね、そういうことを言われる、あるいは言わんばかりのですね、担当責任者の発言を聞いた覚えがありますけれども、あ然としましたね、私は、何を考えていらっしゃるのでしょうか。そもそも根本的な疑問として、この事業は一体誰のニーズを満たすために行うんですか。既に一部で報道されていますけれども、大手前地区の地権者は、27人。これに法人も含まれますけれども、1人が事業には協力できないというふうにはっきりと表明しておると報道されています。それから11人、これが事業に参加するかどうか未定だと。どうも、ほとんどの方は参加しないらしいんです。現在のところ参加者、参加するというふうに言っておられる方は8人にしか過ぎない。この方々も、果たして本当の心はどうか分かりません私には。かなり、まあこれ以上は申し上げます。つまり、地権者の足並みがですね、この時期にいたってもまだそろっていないということがですね、今や明かになってきているんです。本事業をですよ、大手前のこの事業に、最も密接な利害関係を有する地権者の方々、その方々さえですね指示していないようなこういう事業内容が、どうしてその全市民のニーズにこたえているなんてことを言えるのでしょうか。私には全然理解不可能です。この事業推進の実務担当者はですね、計画の確定作業に連日苦しみ続けておられます。私はそれを見るにつけ、本当、なんとなくかわいそうな感じがしますね。それから、市議会の地域開発調査特別委員会、この委員の方々も、こういう実態を知ってですね、事業主体を確定してから計画を出すのが順序だろうという、ごく当たり前の当然のことを言って、声を荒げられる委員の方も、私は聞きましたけど、当然のことだと思いますね。執行部から十分な解答があったことは、ありませんでした。こういう悲惨というか、まあ見方によってはこっけいとも言えるですね、そういう現状について、実は我々は深く憂慮しております。事業の実施主体もあやふやじゃ、基本構想の内容もころころ変わる。その度に多額の金が支払われていく。そして何より住民の賛同があるかどうか非常に疑わしい。今や大手前事業は大変な状況下にあると私は思っております。それは私が議会のモニターの一員として、この間の委員会等を傍聴して、あるいは多くの皆さんとお話しをさせていただいた中で確信しているところであります。西嶋市長は、我々のこの請求をした時にですね、我々の請求は時期尚早だとコメントを出されたようですが、新聞で読みましたけ

れども、むしろ現行計画のまま大手前事業を進めようとするところこそ時期尚早ではないですか。この言葉はこういう意味で使うべきです。今は事業をしゃにむに進めるよりも一度立ち止まって、深く熟慮すべき時なんだと私は思います。次に、歴史資料館につきまして、意見書を読む限りでは、本事業の主要な建設目的はあくまで社会教育の充実にあるというようがあります。市民の意識とは、認識とは異なってですね、意外にも観光という要素は付随的な目的のようなんです。確かに担当部局は教育委員会というふうになっております。だとするとですね、義務教育でもない、市民の民意によって行われるに過ぎない社会教育、なんでこのためにですね、10億円を超える事業費を生じるという必然性があるっていうふうに私は費用対効果の点から見ましても、到底思えないんです。はっきり申し上げて、社会的教育というのはかなり内容が問題であります、社会教育というのはですね。そういうことは余計なお世話だっという意見の人だっというわけなんです。また費用対効果を考える上で、年間来場者数の予測というのは必要不可欠の要因ですけれども、現時点の推計によりますと、歴史と文学の道を訪れた観光客が全て資料館に入るというふうに仮定した上で、年間4万2,250人というふうに推計しております。この来場者が多いか少ないか、どうみるかというのは人によって議論が分かれるでしょう。しかしですね、このような資料館的な施設の来場者数というのは大体において右肩下がりになっていくのが一般的なんですね。だからそれをどう抑えるか、どれだけ魅力のある施設にするかといういわゆるソフト面、これが一番問題なんですけれども、それが今でも具体的に示されておりません。この点が非常に危惧されます。更に言えばですね、現時点では具体化されておりませんけれども、老朽化してバリアフリーもない佐伯文化会館ですね。この建て替えというのも近い将来、当然具体的に検討しなくちゃいけない課題でしょう。日田なんかの例を参考にしますと、50億とか60億ですね、そういった金を、まあ予定しなくちゃいかんということになる。以前、実は平成18年なんですけど、佐伯市が依頼をしまして大分県の建築士会に作成させた、大手前再開発構想というのがあるんです。これは今の文化会館の下にですね、市営の駐車場がありますけれども、あそこに新しい文化会館を建設して、その中に毛利家の歴史資料の展示スペースを設けると、こういう複合施設案というのが提案されておりました。私は見ました。財政面を考えると、むしろ現行計画よりも建築士会の構想の方が、より妥当性があるんじゃないかと私は思っております。あと単独案もあります。単独案は、8億5,000万ということで、なかなかしゃれたものが計画されておりましたね。あれはどうなったんでしょうねと、書いた人は言っていましたよ。それから三余館の改修というですね、改築といったようなものは、全然問題はこの案にはありませんから、それだけでも3億円が浮くというですね、計算になります。それから、城下町観光交流館、これはもう時間がありませんので、まあ省きますけれども、3億円という数字は少ないからいいじゃないかという意見もあるかもしれませんが、私が思うに、というか聞き取った限りでは、なんだというですね、皆さんびっくりしてますし、怒ってますね。何のため、どうしてという。この意見にどう考えられるんですかね。全く意味がないと思います。時間が押してきましたので、ちょっと端折らせていただきたいと思っておりますけれども、端折るわけにもいかない財政の問題があるんですね、実は。この事業費は年80億円以内と抑制されている投資的経費に含まれているから、財政に悪影響を及ぼすものではないというのが西嶋市長の意見書の中には触れてあるんですね。私は、非常に脳天気な発言だなと思っております。ところが昨年9月議会におけるですね、この質問があるんですね。和久議員がしました

けれども、数十億円の大型事業を行って市の財政に悪影響はないのかという当たり前の、ごく当たり前の、誰もが聞かなくちゃいけない疑問。質問に対してですね、財務部長は、今後につきましては高齢化に伴う社会保障の問題であるとか、借入金の償還金の問題等々ありまして、危機的な状況から脱出しつつありますけれども、将来的にはまだ不安が残っている状況であるというふうに、正直に不安を口にしておられたんですよ。さらに同部長はですね財政収支の見通しではおしなべて80億という形をとっておりますので、当然そこには上がったり下がったりという部分があるかと思えますとも発言していた。こういう答弁とですね、意見書で言われる西嶋市長の認識は矛盾していると私は思います。つまり、市の執行部の中でさえですね、財政見通しの認識が一致していないか、あるいは財政推計それ自体がですね、なおざりにされているのではないかと強く疑います。最後に選挙公約につきまして。市長は選挙公約に、この事業への取組を掲げて指示されたと、だから推進するというふうに宣言しておられます。しかし皆さん、2年前のことを思い出していただきたいんですけども、西嶋候補の公約チラシにはですね、中心市街地活性化事業のことこそ書いてありましたけれども、現行計画のような具体性は当時はもちろんありませんでしたから全くないんですね。で、もっと言えばですね、今当然のように進行しておりますけれども、市庁舎の建設、このことについては一言も触れてなかった。大手前事業の現行計画案が発表されたのは2期目の市長就任後のことなんですね。こういう今、我々が目にしております、詳細な事業内容まで、そのときの選挙で信任を受けているというふうに言うのはですね、私は強弁だとも思いますね。強弁に過ぎると思います。これだけ大規模は、しかも先程申し上げたように問題点の多いと私どもは思うような事業を行うのであればですね、あえて申しますと、市庁舎の建て替えも含めましてですね、本来は選挙によってですよ、市民の真意を問うのが筋なんですよ。あるいは今問題になっているこの住民投票。これによって市民の了解を得るべきなんです。それから、もう一つ意見書にはですね、3事業のいずれかを仮に中止した場合には、道路、公園及び公民館等、その他の事業の推進に影響すると主張しているんですね。東校区の公民館建設のことは念頭にあるんだと思いますが、この点を非常に気にされる議員もいるように聞きます。しかし、これは私は不要にされるべきだと思いますね。そういうレベルの問題ではないんです。本体のこの大手前の事業、これが50億。これ自体が果たしてどうかというのが問題なんですよ、最大の。公民館の事業、あるいは道路とかですね、これは粛々と進めていけば済むことでして、何もそれに文句を言われることはない。国がそんなことに文句を言うはずがないんです。ですから、そんな御心配は無用だということでありまして。時間がありませんので、最後にさせて、まとめにさせていただきますけれども。議員の皆様、皆様方の中にはですね、これらの事業について、調査・研究に関する予算を昨年、本年度の当初予算、これで既に議決した。これは市民の代表である我々議会が、事業の実施を承認したということだと。だから、住民投票という形で、再び民意を問う必要は全くないんだと。こういう意見をお持ちの方がいらっしゃることは、私も重々承知しております。確かに昨年、本年度の予算を審議しました時に、確か4億2,000万だと、私は承知しておりますけれども、これらの事業の調査・研究の予算ですね、まず初っぱなの。それを認めたことは、そのことは、その具体的な事業計画を策定するのに際してですね、市の執行部にフリーハンドを与えたことになるんですか。調査・研究をした結果ですね、より佐伯の現状に則した、より投資効率の高い事業内容へとですね、適宜に変更・見直しを行う。それを行ってこそ、むしろ調査・研究

に費やした予算が生きてくるというものじゃないですか。これはいわゆる議会の言うところのチェック機能じゃないでしょうか。議員の皆様、皆様は、昨年9月ですね。議会基本条例というのを制定されましたけれども、その第1条ではですね、市民に開かれた活力ある議会を構築したいと、いうふうにうたわれてですね、第2条では市民の意思を市政に反映させるために努力をおしまないというふうに宣言され、真の地方自治の実現を目指すというふうにしておられます。さらに、第10条、監視及び評価には、こう書かれております。議会はですね、市長等の事務の執行が適正にかつ公平性及び効率性を持って行われているかを監視し、必要があると認めるときは適切な措置を講ずるよう求めるものとする。2項にも同じ趣旨のことが書いてありますね。で、その後、つまり適正な、必要があると認める時には適切な措置を講ずるものとするということの中に、そのきっかけを与えることに手を貸すということあれですけども、それはきっかけをつくるということですね、例えばこの投票条例を認めてもらうということを念頭に置いているわけですけども、それは本条が定めるその適切な措置の一つであるというように私は考えますけれどもいかがでしょうか。この点につきましてはですね、先般というか最近、ごく最近ですけども、地方自治法の改正が今の国会で問題になります。片山総務大臣は、直接請求制度を改正するという意向で、住民による監視、住民自治の強化が必要という意向を強く持っている。で、直接請求の成立条件を緩和することに加えましてですね、大規模な公の施設の設置につきましては、住民投票にすることができると。つまり、住民投票で過半数の同意が得られなければ、設置はできないという旨の規定を盛り込む予定だと、そういうふうに伝えられております。今はそういう時代なんです。決してそこから逃れるわけにはいかない佐伯も。そういう時代に我々は生きております。我々が思いますに、住民投票という制度はですね、自治体の将来を左右する重要な問題の決着を、主権者でありかつ最終の受益者であるところの住民ですね。我々住民自身にさせるという形。そういう形で事業実施の正当性を与えようという、そういう制度なんです。投票の結果、事業実施にゴーサインが出ればですね、それがその事業が、将来市民生活にもたらすかもしれない、場合によってはマイナスの不都合なね、そういう事態も引き受けるっていうことを表明したってということなんです。そうでしょ、ですから、議員の皆様だけが、事業の結果責任を問われるというふうなことではなくて、責任はあくまでも全市民が等しく負うということなんです。だから、住民投票は議員の皆様にとっても望ましい制度だと、私はそう思います。是非その辺をお考えいただきたいと。住民投票条例の制定に賛同して、全市民の判断に任せる方が、言葉は誠に悪いんですけども、よほど気楽じゃありませんか。最後にもう一つ申し上げます。議会基本条例第6条第6項にはですね、議会は、議案等議決したときは、その議決責任を深く受け止めるとともに、市民に対して当該議決に至る経過及びその理由を説明する責務を有すものとするとあります。傍聴しておられる市民の皆さんはもちろん、多くの市民は今、それぞれの議員の皆様がどういう理由で、どういう投票行動をなさるか、かたずをのんで注視しております。そのことを是非お忘れないようにしていただきたい。そのためにも本議案の採決におきましては、記名投票によることを、私は是非お願いしたいと思います。続きまして、市民の皆様にごあいさつ申し上げたいんですが、時間がありませんので、今後ともどうぞ一緒に頑張っていきたいと、よろしくお伝えしたいということをお伝えしまして、私の意見陳述とします。どうもありがとうございました。

議長（小野宗司） 田村さんには、本日は、大変ご苦労さまでした。ご退場ください。

(田村耀郎氏退場)

議長 (小野宗司) 以上で、請求代表者の意見陳述を終わります。

日程第 2 議案質疑

議長 (小野宗司) 日程第 2、議案質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

3 番、高司政文君。

3 番 (高司政文) 3 番議員、日本共産党の高司政文です。議案質疑を行います。先程、田村会長からかなり、詳細な意見陳述がありまして、非常に、まあよく本当に勉強されているなあという敬意を表しつつですね、議案質疑ですので、一般質問と違いますので、淡々とですね、質疑をしていきたいと思えます。まず、あの、小項目アとして、この佐伯市中心市街地活性化事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定について、3 点をお聞きします。第 7 条で、賛否を問う 3 事業が書かれていますけど、市の事業名と若干まあ違っているようです。条文として、正式に提案することとして問題はないのかですね、お聞きします。例えば、大手前地区第一種市街地開発事業とありますが、これは再開発事業というのが正しい事業名。それから歴史資料館の建設とありますが、これは整備事業というのが正しい名称。それから観光交流館も、仮称城下町観光交流館の整備というふうにありますので、その点、問題ないかお聞きします。それから、第 11 条で必要な情報の提供に努めるとありますが、条例が制定した場合に、市としてはどのような手段で広報し、どのような内容を調べていくのかお聞きします。3 点目に、同様に条例が成立した場合に、住民投票の実施日がいつが妥当と考えているのか。以上 3 点お聞きします。ちなみに、一問一答で質問します。

議長 (小野宗司) 川原総務部長。

総務部長 (川原弘嗣) それでは、高司議員のあの の御質問にお答えします。まず、用語の意義は、一般的に、国語的にまたは社会通念により、定まっているものでありますけど、広狭の幅があったり、多義的であったりする場合もあります。よって、条例に用いる用語については、その解釈上の疑義が生じないようにするため、明確にする必要があります。この度、制定の請求があった条例の第 7 条には、住民投票によってその推進の賛否を問う事業として、大手前地区第一種市街地開発事業、それから歴史資料館の建設事業及び観光交流館の建設事業の 3 事業が記載されております。このうち、歴史資料館の建設事業及び観光交流館の建設事業の 2 事業については、佐伯市中心市街地活性化基本計画に記載されている、歴史資料館整備事業及び城下町観光交流館整備事業を指しているものと思われま。また、大手前地区第一種市街地開発事業については、佐伯市中心市街地活性化基本計画に記載されている、大手前地区第一種市街地再開発事業のみを指しているようにも思われま。請求代表者から提出された条例制定の請求の要旨によると、大手前地区第一種市街地開発事業 (約 50 億円) との記載があります。この記載された事業費から推測すると、条例案第 7 条に記載されている、大手前地区第一種市街地開発事業とは、佐伯市中心市街地活性化基本計画に記載されている大手前地区都市再生土地地区画整備事業及び大手前地区第一種市街地再開発事業の二つの事業を併せて指しているものと思われま。従って、住民投票における投票人が投票を行う際に、用語の解釈上の疑義を生じないようにして、その意思をより明確に反映させるためには、条例案第 7 条の大手前地区第一種市街地開発事業、歴史資料館の建設事業及び観

光交流館の建設事業を、大手前地区都市再生土地区画整理事業及び大手前地区第一種市街地再開発事業並びに歴史資料館整備事業及び城下町観光交流館整備事業に改める必要があるものと考えております。以上です。投票の実施日はいつが適当と考えているのかということですが、条例案第4条の条文に、施行の日から120日を超えない範囲内において市長が決定すると規定しておりますので、議会の結果を踏まえて、投票日を決めたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 広報の手段ですけれども、関係部局と打ち合わせをしているということではありませんけれども、仮にこの条例が成立した場合の情報提供につきましても、方法論としましては、一般市民の参加によるまちづくり協議会ですとか、市報、出前講座、佐伯市公式ホームページ及びケーブルテレビ等を使って、中心市街地活性化基本計画に掲げられた事業そのもの、住民投票の手續等の具体的な内容について広報していくことが考えられます。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 質問を続けたいと思いますが、まず部長の方いきますかね。広報、まあ情報の提供のところでね、条文との関係だけで先に聞きますけど、第11条の第2項はですね、市長は情報の提供に当たっては中立性の保持に留意しなければならないとありますので、その辺はですね、十分注意していただきたいと思うんですね。要は、市の方の立場で、こうしたいんだ、ああしたいんだね、そういうことを主張する今までの広報と違って、住民投票になった場合には、あくまで客観的なね、事実関係だとか、まあ財政的な面も含めて、まあそういう諸々のですね、事実をまあ明らかにするということに徹してもらいたいというね。そのために、まあ一つ中立性の保持っていうのがあるのかなというところがありますので、その点ちょっとお願いしておきます。あの、まあ何か特にあればいいですけど、まあとにかくそれはお願いします。それから、条文上の問題はですね、改める必要があるというね、ことでありますので、これはあの、修正は議会としてできできませんので、議会としてするようにね、しなきゃいけません。中にはですね、どうせ反対するんだから修正する必要ないじゃないかというような意見も見聞きしますが、これは正しくないと思いますね。やっぱり賛成しようが反対しようが、条文としてはね、正しい条文で審議をするというのが私はこれは筋だと思いますので、それはどういう手段をとるか分かりませんが、まあそういうのは改善したいと思います。それから、あの投票の、住民投票のですね、日にちの関係ですけど、今まだ考えてないよね、要はね。という話であります。いろいろまあ話を聞くとですね、まあ知事選がね、県議選がまああるんで一緒にしたらどうかとか、あるいは、いやこれは大事なね、ことなんで、選挙のついでにやるというのはおかしいんじゃないかというような声がありますけどね、その辺、ちょっと部長としてどう考えているのかお聞きします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 実際今のところ具体的に考えてないのが本音でありますけど、まあ県知事県議会議員選挙の投票日に合わせて行うということになりますと、経費の面については別に執行するよりも、まあ安くなるということは、これは間違いありませんけど、他にいろんな問題があります。まああの、資格要件とか、あるいは期日前投票日に違いがあったり、投票用紙の交付を3回行わなければいけないと、まあそういうのに伴って、職員のかなり、職

員といいますが、あの選挙事務に従事する人間の数がいろいろ重なってきたり、いろいろ困難な、あの混乱を起こすようなことも考えられるということもありますので、そこらは慎重にですね、一応検討していきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） あと条文の関係でですね、13条ですが、まあ住民投票は投票総数が2分の1に満たないときは成立しないものとする、ただし住民投票が成立しない場合であっても開票作業を行うものとする、これは良い悪いは別にして、その成立しない場合でも開票するということについてはどう考えているのかちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 13条の関係、成立の要件ということで、成立しない場合であっても開票作業を行うということでありまして、まああの、今さっきも申し上げましたけど、やはり開票するとなると、いろんな人員が関わってくるので、そこらは私は、まあその面からいけば、ちょっと経費掛かるんで、どうかなということもありますが、住民の側からいけば、どのくらいの、いわゆる賛成・反対があったのかということも、まあ参考になるということは考えられますけど、ちょっとそれ以上は私の方から言うことは、ちょっと控えさせていただきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあまあ、とにかく今のところ、執行部としてはここについてはね、良い悪いということは判断してないということですね。16条に、次にですね、投票結果の尊重があります。市長は、中心市街地活性化事業の推進に賛成又は反対の住民投票の結果を尊重するものとするというのがありますので、市長の見解をですね、反対が多数あっても、この事業を進めるかどうかですね、その点確認しておきます。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。高司議員より、16条の件でございますが、まあこうした投票の結果、尊重するものということでございますが、十分これについては意見書で述べさせていただいているように、真摯にいろんな中で考えていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） ちょっと今、ちょっとよく分からなかったもので、もう一回言ってください。その意見書に書いてるから何と言ったんですか。慎重に考えていくと言ったんですか、もう一度すみません、ちょっと。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 再答弁させていただきます。あくまでも住民投票ですので、結果を重んじることはやぶさかではありません。そうしたことを、十分に参考にしながら、これからの、この投票がですね、決定すれば、そうした中で取り入れていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） そうすると、反対がまあ多数であったときには、事業の中止も含めてね、考えるちゅうことですね。その、参考にする、取り入れるちゅうことであれば、それによろしいんですね。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 先程も申し上げましたようにですね、いろいろ3つの事業です。3つの事業

ということなら、それぞれが皆判定が違ってくると思います。そうした中で、結果を重んじてですね、この中心市街地の活性化とまち交の関係を見てですね、どうしたら市民に対して有効な税金を使うかと、そうした判断を考えていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） はい、分かりました。あの、ちょっと、少し進んだ答弁かなというような気がしました。アはこれで終わってですね、次にイの方に移ります。今、市民への情報提供についてということで、これからはですね、市長の意見の方、意見書ですね、に関する質疑に入りたいと思います。まず、市長の意見では、あらゆる機会を通じて情報を提供してまいりますとありますが、まあこれでね、本当に十分と考えてきたのかというのが一つ。それから、市民の意見を十分に聞けなかったことがですね、今日のこういう、まあ住民投票条例の請求にですね、つながってきたというふうに私は思いますけど、その辺をお聞きします。まあ、ちょっとね、質疑の内容がですね、先程田村会長のですね、意見陳述と重なる部分もありますけど、まあ、純粋な質疑ですので、まあその辺をよろしくお聞きしたいと思っております。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 議案質疑の内容にちょっと越えるかもしれないなと思うんですけども、御質問にお答えいたします。中心市街地活性化に関する取組、これはあの、他の事業に比べまして、はるかに住民に対する周知は行ってきたなというふうに考えております。具体的に申し上げますと、市長の意見書にもありましたけれども、中心市街地活性化協議会等の各種会議を開いてまいりましたし、市民参加によるまちづくり協議会を始め、市報への掲載、ケーブルテレビによる放送を実施するとともに、佐伯市公式ホームページで継続的に情報発信を行ってまいりました。この基本計画についても、パブリックコメントで広く市民から意見を求めまして、周知は十分やってきているというふうに思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） あの、前あの、新庁舎のですね、建設が問題になった時に、私はあの、2009年の9月議会ですけど、まあ新庁舎建設と大型開発というのはやはり住民投票をね、すべきだということで質問して、まあ当時はですね、住民投票は時間的な制約があるから、もうちょっとできませんと、やりませんということでありました。そのときに私が住民投票ができなかったらね、住民説明会をやれというふうにして、その後10月にですね、10か所開催しましたね、新庁舎の件に関しては。そういうですね、ことが大手前開発の、まあ関係でですね、できなかったのかなと。そういうふうにも市民にですね、こう、向けての説明会を行ってればね、まあまた違ったことになったんじゃないかというふうに思いますけど、まあその辺はどうなんですか。そういうことは、考えてはなかったんでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） まちづくり協議会。これはあの、一般市民がどなたでも参加できるという形にしておりまして、これを何回か開いておりましたが、この開催につきましても、市報で、その参加を呼びかけておりますので、基本的には参加しようと思えばいつでも参加できる状況は用意してきたというふうに思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 市民全体にね、向けてということで聞いているんですね。まちづくり協議会は、それはそうかもしれないですけど、私かね、全市民がそれに対して駆けつけてね、聞くとい

うことも普通考えられないですよ、そんなにね。部長自身もそう言いながら、そういうふうな私は思ってると思いますよ。今回意見書です、さっきも言いましたまちづくり協議会、市報、ケーブルテレビ、市のホームページ、パブリックコメント。まあこういうことが、まああらゆる機会と言ってますけど、さっきも言いましたけど、私がある機会にやはりね、住民投票がだめならさっきも言いましたけど住民説明会だとか、それから地域審議会なんかもあったりとかね、もっといろんな場面で、私はあると思うんですね。で、どうして市がなかなかそういうことをしないのかなというふうには私は思うんですけど、市民とのですね、対話。双方向のことに限っては少しね、逃げてたんじゃないかと。何か持ち込みたくないんじゃないかと私は勘ぐってるんですね。今おっしゃった、協議会、市報、それぞれは、どっちかといったら市からの発信ですよ。しかし、逆に、市民からのね、対話で意見を聞いていくという場というのはあまりないですよ。そこは、そこが問題なんですよ。その、発信はしてる、広報はしてますよとね、してますけど、市民の側からね、意見を求めることについては私は不足してたと思うんですよ。だからこそ今、何回も言いますが、こういう事態をね、招いてると。その辺が、その新庁舎の時もそうでしょ。新庁舎の時も、そういうことだったから私がやれって言ってやってみたら、やっぱりいろんな意見出たじゃないですか。どうして今の時期にその、そんなのするんかとかね。かなり意見出ました。だけど、まあ最終的にはもちろんね、その辺もう結局予算も通って今進めてますけど、そういうのがですね、恐らく出てたんじゃないかと思うんですね。そういう場をもっともっと設けたら。その辺、部長どうなんですか。私はね、ちょっと前は言ったと思いますが、どうも市の姿勢がね、大手前開発についてはなかなか市民に対してね、そういうふう、双方向の場面というのが作りたくなかったと、正直なところは、どうなんですか。その辺ちょっと、まあお聞きします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） そういうことは全くありません。あの、大手前の再開発につきましては、これはもう10年以上の歴史があるわけなんですけれども、いろんな場面で、まあ余曲折はありますけれども、努めて市民の方々の意見を聞こうとしてきたつもりであります。先程申し上げました、まちづくり協議会。これもあの、賛成の方ばかりが集まるわけではありまして、多少の疑問を持った方、こういった方達も集まってきておまして、その都度、活発な議論が交わされてきたというふうには思っております。それから、市報等を通じて、行う広報。これはあの、どうしてもマスメディアでありますから、一步通行という印象を持たれるかもしれませんが、記事作成に当たっては、そうした協議会での内容等を考慮に入れながら、記事作成もしてきたつもりであります。それにもう一つですね、基本計画の策定の時ですけれども、これは無作為抽出によります、アンケート調査。そういったものを行いまして、市民ニーズの把握に努めてきたというふうには思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） その点は、私は不十分だったというふうに思います。次にですね、選挙公約のことを書いてますね、市長の意見で。中心市街地活性化事業を掲げて、まあ市長に就任したとあります。さっき、田村会長の意見陳述にもありましたけど、これ、覚えてますかね、市長のあの選挙のチラシですけど、確かに新庁舎についてはない。それはね、僕も前に、私とその質問をしたときに認めました市長も。中心市街地活性化事業も、確かにありますけど、まあ大手前については具体的なところはここではありません。で、いわゆる一般論として中

心市街地ね、なんとかしたいという思いは、これは市民共通のものでありますから、恐らくこれを見て、その、あれがいけん、これがいけんとかね、言うのは、それは確かに私はないと思うんです。むしろ、それは当然じゃないかと。そして、この中心市街地のことが選挙の公約に、公約というか争点になったとも私もちよっとまだ自分の選挙がね、ありましたから、なかなか十分監修できませんでしたが、私はそういう、こう、感覚なんですよ。だから、市長がこれ出したからもう全て認められたんじゃ、なんかいうのとはね、ちよっと私は違うんじゃないかと思うんですが、その辺市長どうですかね。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 高司議員の質疑ですが、まあ中心市街地活性化については、あの、4人候補が立ったうち、3人の候補がですね、中心市街地活性化を進めますということも、選挙公約に上がってたと思います。そうした中でですね、私はそれではいけないということで、議員が思っておりますようにですね、いわゆるまち交の関係のですね、資料を詳細に出して、その中にまちづくり交付金が40%、合併特例債がどうだという財源内容も一応提示しております。そうした全体の中での公約で、大きな項目でありましたので、そうした答弁をさせていただきましたが、特に今回、議員が言われる、住民への周知が足りないのじゃないかという言葉ですけど、私は就任以来、タウンミーティングを各地域でずっと回っております。そうした中で、総合計画を始め、いろんな疑問点にこたえてきております。地域によれば、総合計画を策定するとき、これを佐伯市中心市街地は何かという質問も受けております。4年間、そうした中であり、またその発行する、これは平成19年からもう出てきたわけですけど、まあそうした中で積み上げをしながらやってきたということで、まあ先程議員が言われました、庁舎については、そうした総合計画の中で上がってるけど、非常に財政があると、中心市街地等やるので難しいということで、これは財政できたら、十分中心市街地をやったあとで、庁舎を建てるべきかなという話もさせていただいております。佐伯市では、旧市町村、8か所、市内では佐伯市全体と各校区別に御案内を申し上げ、その自治会の方に、校區別については自治会の方に案内差し上げ、多くの方々とのそうしたタウンミーティングをしてきた経緯もございます。そうしたことで、全体の中で、この、書いてる一つずつ、それぞれが公約と言われれば公約ですが、そうした総合計画に基づいた推進をするということで御理解いただきたいと思います。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） まああの、広報が十分だったかどうかというのはですね、これが条例が仮にですね、制定されて、住民投票の結果がですね、それで全部明らかになるというようにね、私は思います。次に、ウとしてですね、財政の悪影響についてお聞きします。意見ではこの事業の実施によって、財政に悪影響を及ぼすものではないというふうにありますけど、市民生活にですね、対しても悪影響がないと考えているのかどうかお聞きします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 高司議員より、市民生活に悪影響がないかということですけど、現在、私もが行財政改革を進めております。こうした中で、合併前に比べまして、福祉等についても充実させていただいておるところです。特に議員も御存じのとおり、小学生全員に対して医療の無料化もしました。これは合併前はなかったことです。合併当時から考えますと、財政も非常に内容的に変わってきております。そうした中で、市民生活、また新たないろんな事業

が出たときにどうするかということですが、そうした部分についても総合計画で、第二次行財政改革プランの中で、平均80億、実質的には60億近くしかできないなど、そうした財政について、これが出ることによって影響が出ないと。まあ一つは、議員も御存じのとおり、現在、当市では積立金を持っております。例えば、歴史資料館。これについては、実質交付税算入を除いたときに、佐伯市としては約2億6,000万ですけど、この基金が旧佐伯市が3億2,000万円、積立金をそのまま持って合併しております。また、中心市街地などに対応するために、まちづくり整備基金。これが約7億7,000万。それから、ふるさと基金。これは拠点事業という形で、20億持っております、これも旧佐伯市からの持ち込み事業ということで、長年でありました、こうした大型事業を、その予算でするのではなくて、今まで積み立てた積立金の中で十分返済を考えて、市民生活に影響しないようにしています。また、合併と同時に、地域振興基金。これを4事業と進めさせていただいています。これはまあ、私も非常にまあ、40億の積み立ても借金でしたようなものですが、これも順調よく交付金算入しながら40億取っておりますが、これについては庁舎建設に向けて、市民に迷惑をかけないようにと。そうした基金の中で、返済その他を考えて、今回の財政をやっております。先程陳述されました、田村代表の中で、交付税の話をしました、見解が大分違っているなどと思っておりますが、基準財政需要額、また経費等についていわゆる投資的経費、経常的経費のいわゆる一般交付税の算定に当たっての単位費用の問題を、全国的に統一しとるわけですけど、債権については、これは別枠計算の中でプラスアルファしとると。それは前食いではなく、その分にした借金として、それに対して国が持つ。この合併特例債以前に、各地方公共団体の中でも佐伯市と弥生町が入っておりませんでした、各地域では過疎債という借金と同じように7割は返還しております。そうした中で、残っております7町村については、そうした過疎債を使いながら事業を推進し、大きな効果を出し、財政的にもそうした方法論で行っております。そうした中では、今後とも財政的には、私は心配ない。そうした中での事業推進というように考えています。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 市長さっき田村会長が言った、交付税のあれはね、その私は、いわゆるその債務に対して、交付税措置がね、上乘せされるのはされても、いわゆるその普通交付税の基になってる基準財政需要額がね、変動する。例えば、保留財源が増やされてね、枠が減らされるとか、基準財政需要額そのものの中身が減らされてね、そういうこともあり得るんじゃないかという、私はそれを言っていると思うんですね。まあそれはそれとして、市民への、市民生活への影響という部分でね、ちょっと、二つくらい聞きますかね。一つはですね、まず投資的経費の話から、じゃあ聞きましょう。80億で、まあ5年で400億というふうなことで、されてます。確かにその財政が、財政課が出してる資料を見ますと、計算上はですね、計算上、いわゆる財政上は悪影響はないようには見えます。しかし、例えば、大型事業が今回のように集中すると、年度によっては数十億という年が出てくれば、当然80億、これはおしなべてということですね、言ってますけど、それがいわゆるその一般向けのね、投資的経費が20億になったり30億になったり減るということが、まあありますよね。そうすると、その年はやはり建設業者を始め、そういう業者に対して、やっぱり回らなくなるというような仕事が回らなくなるというふうなことが考えられると思うんですね。それから、大型事業というのが、今まで佐伯市の例ではどうしても大手ゼネコンが受注しますのでね、そうなる

また地元業者にも仕事が回らんと、影響がでる。投資的経費だけ考えてもそういうふうな問題が私はあると思うんですけど市長どうですか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 議員が言われます、投資的経費の悪影響ということですが、ほとんど、これは議員も皆さんも御存じのとおり、合併当時ですね、佐伯市の借金も700億超してありました。特別会計でいうと840億くらいあったかな。そうした中で、今約40億程減らしております。この合併直後の5年間。主に海岸、港湾、地域の旧町村の事業というのが、合併当時から5か年間拘束されておまして、そうした事業が毎年100億円ずつ出ておりました。現在、そうした事業もあり、まあ港湾関係も1か所のみございます、現在。こうした事業が全体的に落ち着いてきております。本来であれば、道路整備、合併に基づく皆さんの地域の公平化というの中で、組んで、事業を計算しました。また特にこうした中の事業というのは、平均60%、60億くらいが妥当かなということですが、こうした大型事業を組むためには、先程言いました基金等もありますので、うまく活用して、市民生活に影響のない財政運用をすることです。特に、議員も御存じのとおり、庁舎を造るのでも、50億を超す事業のうち、こうした交付税措置をすることによって30数億円、市民の税金を使わないということになります。やはり、合併の中で、ある意味ではいわゆるあめとむちという言葉がありますが、あめのように捉えられとるわけですけど、これは十分な理解の考え方が必要だと思っております。特に、この合併後、夕張市が厳しく評価するために、実質公債費比率というのをつくっております。合併当時、佐伯市の実質公債費比率、全国で大体ワースト20位くらいに入っておりますか。市町村が今1,780あります。現在佐伯市は悪い方から数えて800番台で、そこまでの財政を改善しております。そうした市民に対して、行財政改革も議員皆さんと一緒にやって、必要な事業、不必要な事業、この時期にやっておかなければ後世大きな負担が起きる事業、そうした選別をしながらやっていくのも、私たちの議会、また執行部の役目だと思っております。交付税負担が掛かるそういうものではなくて、これは十分合併特例債、また過疎債等を運用しながら、大きくこれからの事業の推進、今までできなかった分、やっていく必要があると思っておりますので、まあ、いわゆる一般の公共事業について、また、大型事業ということになりますと、いろんな事業がありました、例えばそこにある和楽。これについてはJVという形で、佐伯市の中で、3つの事業所がありました。確か私の記憶では、大手ゼネコンが60%、大分市の方のゼネコンが35%、佐伯市の事業者が5%と、こうした事業を過去やってきたわけですけど、現在佐伯市においては、JVをやるという形でも2社の指名ということで、最低30から40、4割は佐伯市の地元にとすというような事業の組立てをさせていただいております。そうした中で、地場企業についても、特にこれは、庁舎建設等についてはそういう形になると思います。あとの事業それぞれについては、そんなに大きな金額じゃありませんので、地場の企業を優先とした発注をする考えをしております。また、再開発事業にも伴う再開発組合については、これは市の直接発注する事業じゃございませんので、そうした中では十分なる地域との体制をし、公正的な、公平な部分でありますので、公正的な入札をさせるように努力したいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） この財政の影響はもう前からですね、市長と何回も一般質問なんかでやりとりをしておりますが、市長がそういうふうに一生涯懸命答弁していただきましたけど、市長。

行財政改革をどんどんどんどん進めていくちゆうことは、市民生活に影響があるというふうには私は思ってるんですね。で、まあ借金を減らすと、この大きい投資をするためにこの5年で100億の市債残高を減らそうというふうなことでありますが、その結果ですね、既に市民生活に関わる部分でね、国保税の値下げや母子手当の削減、寡婦寡夫医療の削減、それから敬老年金の廃止、指定管理者制度の導入どんどんどんどんしていくことで委託料の削減、それによっていわゆる非正規労働者が拡大すると。あるいは学校や火葬場の施設の統廃合、それから補助金の、まあ団体以外の補助金の削減、それから職員の削減、こういうね、もろもろのやっぱりその、ものっていうのは、市民生活に影響があるんです、ことなんですね、私。だから、ここで今日聞いたのはですね、この事業の実施によって財政に悪影響を及ぼすことのないというふうになってるけど、しかし市民生活から見たときには、影響はやっぱりありますよ。今後、平成27年以降の交付税が、どんどん削減されていく中で、今と同じような、まあ財政出動を続ければね、最後は平成31年ですか、基金はゼロになる計算になるわけですよ。そうすると、そうさせないためにはもっともっとね、市長の言う行財政改革を進めていくというふうになるわけで、そういうことが私はね、市民生活に大きな影響があるというふうには思ってるわけで、一つのですね、市長それはもう一回、何か見解があれば教えてください。それから、その間にね、市長。市民のいわば所得の向上とかね、市税の増収につながるような施策とかね、十分考えていただけたと思うんですね。やはり、収入、市税の収入増を今のうちに確保することが必要だと。だからまあ先日、決算委員会のときにですね、20億のね、黒字が出るのなら、1億、2億でもいいから、このような市民に向けての施策を考えてくれというふうに言いましたけど、そこら辺はですね、行財政改革そのものは私は否定しませんけど、十分考えていただきたいなというのを、この問題で最後ですけど、お聞きします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 高司議員より、国保税の問題。これについては、基金の積立てをおろせない。そうした改善もできてきておりますが、議員が言われる中で、いろんな分野があると思います。基本的には、これは合併したときに、どう合併という効果を表せるかという国の誘導の中で行ったわけです。このことについては、例えば類似団体。先程田村会長からありましたように、全国的な類似団体というのは相当佐伯は厳しい合併をしたと思います。地域地域におけるそれぞれの事情があり、こうした中で、例えば職員数も1,300人、人口8万人なら消防士入れて800人。こうした状態で運営しなければいけないというのが合併の状態だと思っています。そうした中で、少しでも住民に対して職員数、特に消防等については職員数の削減をしないように、住民サービスをできるだけやっていかなければならない。特に消防、救急車等については、先般、庁舎も建てさせていただきました。最優先でそうしたものを建てさせていただいてます。また、学校等についても、現在残ってる耐震化ができてない地区が、蒲江地区と西上浦あたりの地区です。これも、この1、2年のうちに、こうした中での影響がないような状態で建て替えをし、また合併等、また耐震補強をするということで、私どもも、ハード的な部分については大いにやらせていただきたいと思います。国保税等について、国等の施策、その他が下がってきますので、市における、市民に対しての対策は今後とも合併効果を考慮しながら、住民に対するそうした様々な施策は、これからも講じていかなければならないと思っています。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 先日から、国保税の値下げを何回も言うもんですからね、市長。国保税のことをすぐ、やはり考慮されましたけど。まあ、あの、いずれにしてもね、市民生活に影響。私が言いたいのはね、市民生活に影響が出るとね、ということは、それを認めたということを書いていただきたいと思うんですけどね。まあ、それはまあ、じゃあ次の工の質問に入りたいと思います。事業の見直しについてということで、これまで執行部の見解はですね、今までの全協だとか、いろんな決算、予算委員会ですね、あれは。等々ですね、中心市街地の事業が一つでもだめになれば、全てだめになるという言い方をですね、してきました。市長の意見では、仮にいずれかの事業の実施を中止することとした場合、本計画全体の大幅な見直しを行う必要がある、その他の事業の実施にも重大な影響を及ぼしかねないなどということで、どうもですね、私はそれまでの絶対だめというような表現がですね、まあ重大な影響はあるけども、不可能ではないというふうですね、私はこれで読んで、考えたんですけどその辺はどうですか。さっきのはちょっとね、答弁されてましたんで、これは最初に通告してましたんでね、お聞きしますけど。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 市長の方には私の方からちょっと、あの、通告がありましたのでお答えいたします。中心市街地活性化基本計画に掲げられた事業。これはあの、八十いくつあります。その中には、行政が主体になるハード・ソフト、また、民間が主体になるハード・ソフトが入っております。このうちですね、社会資本整備総合交付金、これはあの、旧まちづくり交付金ですけれども、この対象事業についてはいずれの事業も実施が中止となった場合には、計画の見直しが必要となります。ただし、今回請求の対象となっております、3事業については、本基本計画の根幹をなす事業として位置づけられておりますので、計画全体の大幅な見直しが想定されます。仮に、大幅な見直しで対応が不可能となれば、いったん全ての事業を中止して、新たに計画を策定することとなります。こうなりました場合には、現在計画している事業が社会資本整備総合交付金、旧まちづくり交付金ですけれども、これでは実施不可能になることが考えられます。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） まあ、だから、あれですね、今までとね、ちょっとニュアンスが違ってきますよね、きてますよね、実際そのそういうことになったときには、見直しが必要だし、その対応が不可能であればというふうなことで、まだそこまで確認してないわけでしょ、結局その、可能であれば再度まち交の方はだめやけど何か考えないけんちゅうことで。だから私がまあ、単純に聞いているのはね、全くだめちゅうことじゃないんじゃないのちゅうことなんですよ。今までね、そのそういう表現でやってきて、ねえ。その去年の3月議会の予算委員会のときでもね、議事録もってますけど、飛高課長やったかな。もう全てだめになりますというふうなことね、言ってます。まあ、もういいですかね、一応言いましょうか。とにかくまあ、全体計画、まあ一部ですけどね。一つでも欠けるということになりますと、事業全体が、まあ22年に成り立たないということでございます、を始めですね、言ってます。ここでね、あの、成り立ちませんよと。ですから、そういうところから見ればね、ちょっと変わっているんじゃないかというふうには私は思ってるんです。それで、中心市街地のその活性化法そのものですね、1998年でしたかね、最初の中心市街地活性化法制定以来の606市町村で

すか、609地区でね、計画をされて、結局いろんなパターンがありました。したとともね、途中で断念したところもいっぱいあったわけですね。それはそれで、交付金が別にね、カットされたとかいうことはなく、続いたんですね。しかし、その結果、結局、やってみただけなかなかシャッター通りがね、改善されないとか、そのまちづくりという面で十分結果残せなかったと。そういう反省から、国がですね、その地元の、まあニーズを踏まえて計画するとか、適正規模の計画になってるかとか、計画に対する評価の機会を設けるとかいうふうな条件を諸々つけて、法改正をしたわけですね。で、それまでその自治体が、どっちかちゅうたら中心でやれたものを、今度は国がね、そうやって内閣府の認定を5%増やすとか、そういうことをしたもんだから、どっちかちゅうたら国の指導になってしまったちゅうところ、面もあると思うんですね。まあ、そういうふうなですね、ことがあります、例えば富山県では今、佐伯市と同じような富山市ですね、同じような、あの活性化事業で、まあ推進してやってますけど、やっぱり富山市の中でもね、この強引な手法、期限があるからとかね、そういうふうな手法がやっぱり市民的に問題になってますし、それから何かな、さっき田村さんがちょっと話に出てましたけど、都市計画道路なんかもいい例ですね。あれあの、都市計画審議会の中では、もうこれ全部を認めてもらわないと道路ができないんですよって言ったのに、結局、その県と交渉して、話しをして、50mと認められたというふうなですね、いろんなこう、パターンがあるわけで、必ずしもね、その今のこの計画が全くだめと言ってないですからね。と思うんですよ。やっぱりよく、大幅に見直す、市民の声をよく聞いてね、市民に本当に利益になるものなら私はいいと思うんですけど、そういうふうな観点からやればね、十分見直しができるというふうには私は思ってるんですけどね。その辺ちょっともう一回お聞きします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） あの、もう、活性化基本計画がまあ、国の認定を受けるといいますのは、いくつかのハード事業、ソフト事業を組み合わせ、一体的に推進を図ることが前提になっております。で、一つの事業をしましたから、このスイッチを押したらこちらが動きますというということじゃありませんで、いくつかの事業を、先程も言いましたように、ハードやソフトを組み合わせ、一体的に推進することで、中心市街地を活性化していこうということでありまして、この認定を受けることで国からの強力な支援も取り付けられるわけでありまして。その中で、この、まあ請求に上げられております、3事業は特に基幹ですから、全体のストーリーが壊れていくということになるかと思えます。そうなりますと、他の事業もですね、これは確かに必要なかどうかという見直しが必要になりますし、そういう状況下で国の方がですね、認定の見直しをする、あるいは補助の、佐伯の場合は補助の仕切りをするといったことも十分考えられるわけです。先程言いましたように、国の方の強力な、総合的な支援が得られますというのは、例えばですね、本来であれば国からの補助がない事業、今回の中にも、例えば歴史資料館ですとか、東校区の地区公民館、こういったものは基本的には補助の対象になっておりませんが、この認定を受けることで、補助対象と。45%の国費が入るというような形になっております。その他にも、この認定を受けることで、例えば経済産業省の戦略的な総合補助金。そういったものも受けることが可能になります。これを見直しますと、じゃあそれを単費でやるのかということになります。そこにはかなりの大きな覚悟がいるでしょうし、それでもなおかつやるというふうには市長は言

っておりますけれども、現実的には非常に、あの難しい、困難な状況になるだろうというふうに思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあまあ、最後二つだけ確認して終わります。一つはですね、この、今回の3事業、いろいろまあ問題になって、まあ仮にそういう中止とかね、もう決まった時のことについて、どう対応するのか、あるいはまあできるのかというような面で、内閣府に問い合わせたかどうか。それを一つ聞きます。それから、もう一つは、全協でもこれ聞いたんですけど、もう一回確認ですけどね、いわゆる権利者組合が、その、もうね、もう反対がみんなまとまらずに、欠ける。要は27人が、例えば半分欠けてね、立ち行かなくなると、機能しなくなるということが発生した場合とか、あるいは特定建設事業者がね、これじゃあやっけてけんわあとと言うて、もう引き受けなくなるとか、そういうね、事業を進める上で、もう全く進められないちゅうた事態が起きたときには、どう対応するのか。ね、そこを今のその二つをですね、確認しておきます。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） この認定については、国が行う作業でありまして、仮定の上で、例えばこういう場合にはどうなのかといった話では、なかなか持ち込めないというふうに思っております。それから、これから先の、まあ例えば組合の状況ですけれども、これも実施するという方向で今進んでおりますので、そうした先の状況といたしますのは、そのときの状況、将来の状況といったものを分析しなければ、なかなか解答は出せないと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあ、ちょっとまあ、聞いて驚きましたけど、まあまだね、話を持ち込んでないというような段階というのはね、その時点でああじゃ、こうやってね、言ってるのも私はちょっと変かなというようにまあ思いますけど。まあ議案質疑ですので、まあこの程度でですね、終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 次に、17番、井上清三君。

17番（井上清三） 皆さんこんにちは、民主党の会派に属しております、17番議員、井上清三と申します。本議会に提案されました、佐伯市中心市街地活性化事業の賛否を問う住民投票条例の制定並びに市長の意見書について議案質疑をいたしたいと思います。先程の高司政文議員の質疑と重なる部分もありますが、状況が状況で、非常に重要であり、議員として重い責任を課せられているのが現状です。自身の目と耳で、再度確認したいと思います。しかし、一般質問ではなく議案質疑ですので、簡潔にお尋ねしたいと思いますので一問一答で分かりやすく願いたいと思います。実は私は、去る平成22年3月の定例会におきまして、本件を含む予算案に賛成の立場で討論をしたように記憶しております。その予算案の中には、今問われている佐伯市中心市街地活性化基本計画の調査費とあわせて各種の地域振興等の予算が組み込まれておりました。また問題となっている大手前地区第一種市街地開発事業等は、基本構想を審議の中で、本計画策定、あるいは実施する段階において、規模等については議会等の意見を聞きながら縮小も考慮する、あるいは対応するとの考えを示されたように記憶しております。そういった中、アとしてまず、条例制定として提出されている議案第4号、佐伯市中心市街地活性化事業の推進の賛否を問う住民投票条例については、手続上及び条例の内容、あるいは表現等については、条例案として適切なもの、そういうふうに判断されている

のか、まず最初にお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 初めに、この度制定の請求がありました条例の事務上の観点から、お答えいたします。この条例案は、佐伯市中心市街地活性化事業、具体的には当該事業のうち、大手前地区第一種市街地再開発事業、歴史資料館の建設事業及び観光交流館の建設事業の推進の賛否を問うために、住民投票を行うための事務並びにその投票結果を市長が尊重することを定めた条例であります。この条例案の訂正すべき点につきましては、先程高司議員の議案質疑に対する答弁において御説明しました、第7条の規定のみであります。その他の条文につきましては、いずれも他の法令等に抵触するような規定、住民投票が執行できないような規定等は確認できないことから、事務上の観点からは特段、不適切な条例であるとは思われません。次に、条例の具体的な内容につきましては、中心市街地活性化基本計画に掲げられた各事業は、一体的に実施していくことで人が集う街の実現を目指すこととしておりまして、その一部の事業のみの推進の賛否を問うのは、適切ではないと考えます。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） なんか分かりにくいんですが。いわゆる、そういった賛否を問う、いわゆる7条ですかね。そういった部分の中で適切でない。そういった条例を上程させるということについては、いかがなものかと思いますが。その辺の考えについてはどうですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。この条例につきましては、市の方としては修正する権限がありません。あくまでも、代表請求者から出てきた、この条例案によって市長が議会に提案をするというふうになっております。法的にですね。だからあと、この条例を、先程高司議員の時に答弁しましたように、やはり、7条のところ、いわゆる事業名が違うということは、誤解を招きやすいということで、あくまでもこの修正する権利については議会側にあるということで、ここは議会の方で検討していただきというふうになります。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） それを言ったのはですね、せっかくこういった条例を出して、いわゆるそういう部分の中で審議して、条例の、いわゆる提出者の趣の方にいった場合にですね、それが不適切だというふうな形でけられると困りますので、その辺が間違いがないか、いわゆる条例として生きるのかどうか。その辺の確認をもう一度お願いしたいと思います。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 条例として生きるってことですかね。先程も申し上げましたように、その、いわゆる疑義を生じないために、どうしても事業名だけは、やはり変えた方がいいんじゃないかなと。このまま可決したときに、何の賛否を問うのというふうになるとは思いますけど、先程申しましたように、あくまでもこの修正については議会の方の権利でありますので。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 分かりました。その辺が若干ですね、いわゆる疑問を生じておりました。というのは、そういった確実に事業名が違っているということを受理するということにもですね、ある意味では一抹の疑問があったわけです。まあ、適切であるというふうには判断しながらですね、次の質問に入りたいと思います。中心市街地活性化、いわゆる基本計画に基づく

各事業のあり方についてですが、住民投票条例第7条の中に、大手前地区第一種市街地再開発事業、あるいは歴史資料館整備事業、それと仮称ですが城下町観光交流館整備事業の推進に賛成、あるいは反対の記載方法が問われております。また、別紙の市長意見の中に、国の認定した本計画。これは81事業のことと思いますが、そのいずれかの事業の実施が中止することとした場合、そういったことが書かれておりますが、これは素直に解釈しますと、佐伯市中心市街地活性化基本計画は、このいわゆる3事業を含んで、葛港周辺の整備等、81事業が一体的に、いわゆる補助的事業で行われるのではなく、それぞれ別々に行われてもよい。そういった方向にも、感じ受けますが、その辺の真意っていうんですかね。考えを、ちょっとお聞きしたいと思っております。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 活性化基本計画には、いろいろな事業が盛り込まれております。その中には、先程申し上げましたように、基幹となるような事業、その他にも行政側が主体になって行うハード・ソフト、民間が主体になって行うハード・ソフト、いろいろなものがあります。それからまちづくり交付金事業以外の補助を受けて行うものもありますし、そうしたものを総合しまして、一体的に取り組むということをしておるわけですが、その中で、社会資本整備総合交付金、これはあの、旧まちづくり交付金ですが、これを活用して実施する事業は、基本的には欠かせませんけれども、それ以外の各事業については変更は可能であろうというふうに思っております。ですから、81事業が1事業欠けてもだめですよということではありませんで、中にはその、民間のソフトなども入っておりますので、それが欠けたからといって、認定するものが取り消されるとかですね、補助が取り消されるというような事態はないだろうというふうに思っております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 要するに、別々にできるのか、あるいは一体でなければ実施できないかということ、まあお聞きしているわけですが、この辺はですね、非常に大きなポイントになる、そういうふうにも考えております。議会の全協では、提出議案7条に書かれている部分が、いわゆる核であり。そこがだめになったらこの事業はなくなる、そういうふうにお聞きしておりますが、どのようにこの部分を解釈したらいいのか。もう一度はっきりお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） なかなかあの、説明がしにくいんですが、まちづくり交付金の補助を受けて行う事業については、総合的というふうな扱いということ、というふうに考えていただければいいと思っております。この事業につきましては基幹事業になりますので、一つ欠けてもなかなかその全体像が達成できないということになるかと思っております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 部長ね、もうはっきり言っていたきたいんですが、この社会資本整備事業ですかね、旧まちづくり交付金を活用したというんですが、ここの部分と他の部分は別々にできるかちゅうことをちょっと確認したいわけです。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 先程もお答えしましたように、まちづくり交付金を使っただけの事業以外は別々にはできます。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） はい、次にですね、ウの部分ですが、次に一部事業を廃止した場合の影響。

国の認定した計画のいずれかの事業を、例えば中止することとした場合、住民投票対象以外の事業、例えば道路、公園の整備、その他の実施事業に重大な影響を及ぼす。そういうことを書かれておりますが、いわゆるどのようなことが予測されるのか、具体的に説明をちょっとお願いしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 今回問われております3事業は、中心市街地活性化基本計画に基づき、都市再生整備計画に位置づけした社会資本総合整備交付金、旧まちづくり交付金ですけれども、これを活用して事業を実施しております。そのため、本計画に核事業として位置づけている事業がなくなることによりまして、最悪の場合、認定補助の取り消しも想定されます。また、今回の計画は、関係省庁が多岐にわたっておりまして、今後の補助金事業採択等への影響も懸念されまして、本市にとって、大きな影響を及ぼしかねないと考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） つまり、81事業ですかね、その事業がここに書かれております、住民投票対象の事業、ね、賛否を問う事業をだめにした場合は、それ以外の事業も全部できないというふうに把握していいわけですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 81事業といいますが、例えばその中にはレンタルサイクルの事業ですとか、花火大会ですとか、そういったものが入っておりますので、それがなくなったからといって根幹の部分に影響を及ぼすものではありませんので、まちづくり交付金を使っている事業、これがなくなりますと、まちづくり交付金の認定、あるいは補助についての影響が出てくるということでもあります。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） はい分かりました。次にですね、今後の事業縮小の可能についてですが、当初より大手前地区第一種、いわゆる市街地開発事業、まあ壽屋の跡地になるわけですが、これで規模の縮小は申し上げたように、議会等の意見を受け入れる。そういったような話の約束があったようにも、これ記憶しております。私の記憶違いかも知れませんが、合わせて今回の住民投票条例制定の請求がなされたことは、厳粛に受け止め、修正すべきは修正を加えるというふうな市長の意見が付されております。まあこれ、当然縮小ということの意味するのかなというふうにも考えますが、縮小に対する考え、そういうことは講ずるのか、まあお聞きしたい。合わせてですね、仮に縮小する場合には、現計画と比較して、どの程度か。まあこれは、答えられるようであればお伺いしたいのですが。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 中心市街地活性化基本計画に掲げた事業は、実現性を検討する中で、最大限魅力を出すとともに、身の丈にあった計画であると判断しております。ただし、施設の内容や規模については、まだ検討段階のものもありますので、多少の金額の増減はあると思います。後段の縮小する場合の具体的な数字についてでありますけど、現時点で、特に縮小するという具体的な数字はありません。これから議会とも相談しながら計画してまい

ります。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） まあですね、この意味合いなんですが、いわゆる修正すべきは修正する。これは縮小ということじゃないんですか。どういうことですか、そしたら。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） イコールではありません。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） だったらこの修正すべき修正は、何を修正するわけですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 金額だけではなくて、方法論の部分といいますか、例えば、大手前などを例にとりますと、会議室が若干別の用途で使うであろうとかですね、今の面積が多少増減する。そういったものはあるかと思えます。ですから、これがイコール金額ということではないと思えます。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 方法論。まあそれも一つのね、言葉わかりませんが、こういったですね、住民投票条例まで制定してまでですね、この規模を問うというふうな条件の中で、修正すべきは修正を加えるという意見を付してですね、それが、それをする方法論だとかですね、そういうふうなことで果たしてこの状況がいいのだろうか。ねえ、私はそのように思いますが、せつかくです。市長、どのようにお考えか。ちょっと市長の考えを。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私の意見書の中にありました、修正すべき点は修正、というのはですね、やはりあの、今地域開発調査特別委員会にいろいろ出しています。まあその中で公共棟の問題、例えば会議所等ですね、入れる。これは、必要なら削ってもいいとかですね、そうした部分はまあ担当部としては予算を確保したい。そうした中で、なかなかそうした意味のですね、譲歩はしないですけど、これがやはり市民が望んでることですから、必要によれば、いろんなことが考えられると思うんですよ。例えばあの、高齢者の住宅はですね。もっとそこに中心地に集めてもいいんじゃないとか。そうすると逆に今度は増えることもあるだろうし、それは果たしていいのだろうか。いろんな説明の機会に基づきながらですね、プラスマイナスの部分があると思えます。だからそうした意見を十分に拝聴して、この計画をですね、議員の皆さんと一緒に作り上げたいと思っておりますし、これができることによってこれからの佐伯市の中にすばらしいものができてくるというように感じております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） まあですね、せつかくこういった事業、あるいはですね、住民投票の制定をしてまでですね、住民が非常に危機感を持つというふうな状況はですね、やはり市長が書かれておるとおり厳粛に受け止めながら、場合によっては規模、あるいはですね、そういった金額についても、やはり修正すべき必要は出てくるんじゃないかなというふうな形でなければですね、一方的にそんなの絶対にしないんじゃないという形になれば、やはり更に大きなですね、うねりが出てくることも予測されます。そういった部分も踏まえながら、是非、修正すべきときは、きちっと修正というのを考えていただきたい。続いてよろしいですか、オ、いいですか。最後にですね、中心部と周辺部の格差について、若干お伺いしたい。この事業

の実施によって、財政に、いわゆる悪影響を及ぼすことはないということが記載されています。まあ、考えようによっては、悪影響はなくても、少なからず影響、そういったものは出てくるんじゃないだろうかというように思います。もちろん、地域活性化として、よい結果も出ることもありましょう。しかし、気になるのは、旧郡部。そういった町村においては、合併後、まあいろんな施策も講じられておるようにはありますが、ほとんどの地区は人口減とか、いろんな状況の中で疲弊しております。地域活性化を含んだ地区要望も、時には金がないとか、あるいは予算がない。そういった部分なりで、できないと拒否され、しないと、いわゆる旧郡部の格差が一層広がり、あわせて医療、福祉、教育等に、その影響が、つまりしわ寄せがくる。そういった部分も危惧されるように思います。この辺の状況はどのように考えておられますか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 具体的に、どういう事業を指しているのかが判然としませんけれども、総論としてお答えいたします。本市は、行財政改革を着々と進めておりますので、当然、投資的経費の総枠には一定の制限を設けざるを得ません。しかし、均衡ある発展という物差しを持って、総合計画に基づいた事業構築を行っております。これはあの、総合計画の実実施計画に見られるとおりです。したがって、御指摘のように、旧町村部における必要な投資が見送られるというようなことは決してありません。今後とも、地域からの要望については、要望内容を精査しまして、必要があれば予算措置を講じたいと思います。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） まあですね、なぜこれを、こういった、いわゆる格差の部分も含めて福祉、そういった部分も申し上げましたかと申しますと、私は6月議会だったと思いますが、いわゆる寡婦の医療費の助成について、修正案、そういったものを提出いたしました。そのときは、いわゆる支給年齢というのがポイントになりました。60歳という形で、それでは、いわゆる寡婦の人達にとって、病気のしやすい年齢が、いわゆる50歳代じゃないか、そこから起こってくるんじゃないかというふうな形で、支給年齢をわずか10年引き下げる。そういうふうなことの案を出しましたが、予算上厳しいと、あるいは、まあその予算についても金額から見れば100万、あるいは200万円前後の増額だったというふうに私は記憶しております。それを、その前年度よりも、総額的に下げたというふうな例もあります。あるいは、さっきの答弁の中で、高司議員の中で、市長が若干触れましたが、市役所よりもはるかに古く、そして危険性が高いと知りながら、まだまだ合併して7年目になる、6年目を越しましたが、蒲江振興局というのでも取り組んでできないと、若干的な財政の事情があるのではないかとというふうにも推測いたしております。このようなことを鑑み、さらに医療、福祉、教育、建設事業等、そして旧郡部を含めた中の市民生活に影響を及ぼす事態。そういうことはないということがはっきり確信できるのかどうか、再度確認をいたしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 今回の中で、財政的な影響はということで、当初、合併をし、合併協議会等であるような事業が出てきました。その中で一番大きなのが、周辺部との格差ということですが、なかなか並べますと、地域地域によって事業によって非常にいろいろ格差があります。それをどう統一するかということが合併の一つの指針であり、そうした中での運用をやっております。まあ例えば、議員が言われました蒲江地区。これについては現在、国道388号線

の負担金、非常に大きな金額が出てきております。また、現在蒲江地区においての下水道事業。前回の西野浦地区の水道事業。こうしたものも地域格差をなくすために他地域では導入しておったと、そうしたことを優先させております。また、今回のこうしたまちづくり交付金ができることによって、現在議会でも議員が一緒になって、御協議いただいております蒲江地域小学校統合問題。これについては当初は、二つないし三つをですね、大規模改修で行おうということをしておりましたが、特にこの際に一つにしたらどうかと。これについても10億以上の金が必要になってきます。こうした部分については、支障がないように、最優先で上げていきたいと思っておりますので、全体、大きな事業、いろいろ様々ありますが、いわゆる佐伯市民がいかに公平な形で社会的、また政治的、経済的に受けられるかという施策については格差のないように努めてまいりたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） はい、特に私たち、いわゆる周辺部含めてですね、今回の事業については、高司議員が、その情報の伝達がきちっと行っているかという部分もありましたように、現状ではほとんど皆無状態であるというふうに私も理解しております。そういった中、やはり財政を含めて、そんなもの建てないのがいいんじゃないかという意見も、多数あるということを理解していただいて、私の質疑は終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 以上で通告による質疑を終わります。

これにて議案質疑を終結いたします。

日程第3 議案の委員会付託

議長（小野宗司） 日程第3、議案の委員会付託を行います。

おかはかりいたします。

議案第4号、佐伯市中心市街地活性化事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定については、会議規則第37条第1項ただし書きの規定により、地域開発調査特別委員会に付託したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号につきましては、地域開発調査特別委員会に付託することに決しました。

平成23年第2回佐伯市議会臨時会議案付託表

議 案

番 号	件 名	付託委員会
第 4 号	佐伯市中心市街地活性化事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定について	地 域 開 発 調 査 特 別

議長（小野宗司） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、10日は午前10時から本会議を開きたいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後0時04分 散会

平成 2 3 年 第 2 回

佐伯市議会臨時会会議録

第 3 号 2 月 1 0 日

第 2 回 佐伯市議会臨時会会議録（第 3 号）

平成23年 2月10日（木曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番 後 藤 幸 吉	2 番 矢 野 精 幸
3 番 高 司 政 文	4 番 清 田 哲 也
5 番 河 原 修 仁	6 番 矢 野 哲 丸
7 番 河 野 豊 元	8 番 佐 藤 元
10 番 上 田 徹	11 番 御手洗 秀 光
12 番 清 家 儀太郎	13 番 日 高 嘉 己
14 番 玉 田 茂 積	15 番 榊 田 穂 三
16 番 三 浦 涉	17 番 井 上 清 三
18 番 小 野 宗 司	20 番 後 藤 勇 人
21 番 小 渡 邊 一 晴	22 番 井野上 準
23 番 兒 玉 輝 彦	24 番 宮 脇 保 芳
25 番 清 家 好 文	26 番 江 藤 茂
27 番 吉 良 栄 三	28 番 芦 刈 紀 生
29 番 下 川 芳 夫	30 番 高 橋 香 一 郎

欠席議員の氏名

9 番 和 久 博 至	19 番 浅 利 美知子
-------------	--------------

出席した事務局職員の職氏名

局 長 東 正 博	次 長 矢 野 悦 三
書 記 稗 田 辰 朗	書 記 祖 田 勝 也

説明のため出席した者の職氏名

市 副 副 教 総 財 企 市 福 建 上	市 市 育 務 部 務 部 画 商 工 観 光 部 民 生 活 部 社 保 健 部 設 部 下 水 道 部	長 西 嶋 泰 義 長 山 本 清 一 郎 長 塩 分 藤 高 嗣 長 川 原 弘 嗣 長 三 原 信 行 長 魚 住 慎 治 長 染 矢 隆 則 長 石 田 初 喜 長 高 瀬 精 市 長 三 又 秀 喜	農 林 水 産 部 長 高 橋 満 弥 教 育 次 長 江 藤 幸 一 防 次 長 兼 総 務 課 長 井 上 良 晴 総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長 岡 本 英 二 財 政 課 長 飛 永 田 彌 一 郎 企 画 課 長 永 田 龜 男 太 都 市 計 画 課 長 龜 山 野 宜 弘 大 手 前 開 発 推 進 室 長 河 三 股 文 化 振 興 課 長 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長
-----------------------	---	--	--

議事日程第3号

平成23年2月10日（木曜日） 午前10時00分 開 議

- 第1 委員長報告（質疑）
 - 第2 討論、採決
 - 第3 会議録署名議員の指名
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告（質疑）
 - 日程第2 討論、採決
 - 日程第3 会議録署名議員の指名
-

午前10時00分 開 議

議長（小野宗司） 皆さんおはようございます。

本日の平成23年第2回佐伯市議会臨時会第8日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告（質疑）

議長（小野宗司） 日程第1、委員長報告を行います。

これより休会中審査として地域開発調査特別委員会に付託されました、議案第4号、佐伯市中心市街地活性化事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定についてを議題とし、委員長の報告を求めます。

地域開発調査特別委員長、榊田穂積君。

地域開発調査特別委員長（榊田穂積） おはようございます。地域開発調査特別委員長の榊田穂積でございます。

本委員会に付託されました議案第4号、佐伯市中心市街地活性化事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定について、去る2月7日、8日の両日、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

2月7日は、まず初めに、参考人として招致しました、条例制定請求代表者であります、田村耀郎氏への質疑を行いました。

委員会としての質疑として、住民投票条例により事業推進の賛否を問うということだが、この3事業に限り事業推進については反対ということかと質したのに対し、田村参考人から、請求代表者という立場でいえば、この3事業について住民投票により事業推進の賛否を問いたいということであるとの答弁がありました。

次に、委員会から、関連予算議決後、各事業とも進められている中、なぜ今、住民投票を求めるのかと質したのに対し、田村参考人から、関連予算は調査研究のための予算である。事業がスタートしたからといって完成まで自動的に認めていいものではなく、住民投票をしてはいけないということにはならないと考えているとの答弁がありました。

次に、委員会から、請求の要旨に、「遠くない将来1,000億円前後の借金を抱えることにな

りましょう」と記載されている根拠について質したのに対し、田村参考人から、数字を訂正するのはやぶさかではないが、調べた限りではこういう数字になった。1,000億円というのは、九百何十億かという感じを持っており、少し大きく書きすぎているかと思うが、ただ、合併特例債については、交付税措置されるというのは実質的には、佐伯市の借金だと理解しており、その点で市の考えとは違うため、借金と考える額が当然違ってくるとの答弁がありました。

次に、委員会から、請求の要旨に、「説明責任を全く果たしていない」と記載されているが、3事業ともにそうなのか、またどういう形で行えば説明責任を果たしたと考えるのか、この計画はどのようにして知ったのかと質したのに対し、田村参考人から、3事業とも説明が足りないと考えている。住民投票が説明責任を果たす一つの手段であり、条例第11条には情報の提供を規定している。この計画については、市報や市のホームページを見たり、委員会や本会議を傍聴して知ったとの答弁がありました。

次に、委員会から、条例第1条には、「市民の意思を明らかにし、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする」と規定しているが、大型の箱物事業については、議会で審議するよりも住民投票を行うべきと考えているのかと質したのに対し、田村参考人から、議会で審議するよりも住民投票を行うべきという乱暴な議論をするつもりは全くなく、特にこういう財政状況の中では一定金額以上のものについては住民投票を行うことができるようにするのが望ましいと考えているとの答弁がありました。

次に、委員会から、条例第7条第2項に「大手前地区第1種市街地開発事業」と規定しているが、これは大手前開発計画のうち、再開発事業のみの名称で、土地区画整理事業（大手前地区都市再生土地区画整理事業）については、住民投票を行う事業と考えていないのかと質したのに対し、田村参考人から、市と確認し正確に書くべきだったと反省している。上物の再開発事業に目がいきがちだが、基盤の土地区画整理事業も当然住民投票を行う事業と考えているとの答弁がありました。

次に、委員会から、条例第13条に規定している、住民投票が成立しない場合であっても、開票作業を行う意義について質したのに対し、田村参考人から、費用を掛けて行う投票であり、成立しない場合であっても、開票すれば投票した人の意向が分かる。それをどう生かすかは行政や議会の責任であり、無駄ではないと考えているとの答弁がありました。

次に委員の総括質疑に入り、一委員から、条例を否決した場合、議会に対して、また可決し、住民投票の結果にそわない場合は市長に対し、新たな運動が起こりうるのかと質したのに対し、田村参考人から、名古屋市等の事例もあり、最近急速に市民の関心を引いているが、まだまだ一部であり、市長に対し、議会に対してという状況ではないとの答弁がありました。

また、一委員から、市は、平成26年度末の市債残高を約620億円にするという行財政改革推進プランのもとこの事業も行うということに対し、1,000億という記述は、負の方向の不安をあおったのではないかと質したのに対し、田村参考人から、学术论文ではないので、アジテーションとは言わないが、少し危機感をあおるという書き方はある程度あっていい。600億でも1,000億でも大変な借金であり、何のための借金か、必要な借金かということを厳しく見ていくことが重要であるとの答弁がありました。

これに対し同委員から、今回の条例案は情報開示や住民説明への重きを置いたものと感じているが、見解を質したのに対し、田村参考人から、止める有効な手段としては、情報公開

を求めてという段階ではなく、住民投票しかないと考えた。ほかのいい方法は考えつかなかったとの答弁がありました。

そのほか活発な質疑、答弁があり、田村参考人に対する質疑は終結しました。

次に、佐伯市大手前地区市街地再開発準備組合理事長である高橋聿子参考人に意見陳述をいただきました。

中心市街地活性化事業は、旧佐伯市時代より残された課題であり、合併協議会でも新市の取り組むべき事業として承認され、市の総合計画にも、大手前地域は「市街地再開発を手法とする活性化」が掲げられている。港・駅前の道路や公園整備、東校区公民館の建設など一体的に進められるべき事業の柱の一つとして、市街地再開発法に則した、大手前の活性化案が盛り込まれた基本構想が内閣府の認定を受けたと聞いている。これは、段階ごとに様々な媒体で取組状況が周知され、市民の意見を聞く場も設けられており、また厳密な財政シミュレーションもクリアされてきたと認識している。昨年3月に国の認定を受け、基本計画案策定のための調査予算も市議会で承認いただいた。活動母体として昨年4月には準備組合を立ち上げ、基本計画案づくりに一生懸命取り組んできた。最善の開発計画を作り上げようと、日々取り組んでいるまちづくりの仲間や準備組合員は、決して市の財政を破綻させてもいいと考えている者は一人もいない。現在は基本計画原案の段階であって、これから実現可能な事業規模、事業内容にしていくためのたたき台である。これから大手前が「佐伯の顔」、「佐伯の玄関」となり得る夢を抱きつつ、乗り越えねばならない課題を克服するために、いよいよ具体的に多くの方の知恵・力を借りねばならない段階を迎えた時点での今回の事態にただただ戸惑っている状況であるとの意見陳述がありました。

次に、意見陳述を受け、委員会からの質疑を行いました。

委員会から、準備組合の事業推進へ向けての取組状況について質したのに対し、高橋参考人から、毎月8のつく日に定例会を開催し、事業化に向けて取り組んでいる。平成23年1月18日の準備組合臨時総会では、基本計画原案を承認したところであるとの答弁がありました。

これに対し、一委員から、準備組合に加入し、事業を行う皆さん方で決定した計画だと考えるが、全員が事業に参加され、予定している店舗等消化できるのかと質したのに対し、高橋参考人から、原案を作る中で、このくらいの店舗、住宅があった方がよいのではと考え配置している。基本計画原案はたたき台であり、これから商業部会等立ち上げ検討していきたいとの答弁がありました。

また、同委員から、準備組合が昨年4月に設立され、平成26年度中の完成を目指すということだが、計画、事業参画者も確定していない状況である。事業の進捗状況について危惧しているが、準備組合としての見解について質したのに対し、高橋参考人から、商業の部分が一番大変であり、土地の単価、床の単価、また家賃等をつめ、お示ししたいと考えているとの答弁がありました。

また、一委員から、基本計画原案は、基本構想からいろいろな点で変更されているが、どこが主体で取り組んだのかと質したのに対し、高橋参考人から、再開発事業については、組合施行なので、準備組合で積み重ねた意見をもとに作成したとの答弁がありました。

また、一委員から、基本計画原案を、今後変更する可能性はあるのかと質したのに対し、高橋参考人から、問題点もあり、住宅部分を高く積み上げる可能性はあるとの答弁がありました。

次に、委員会から、地権者の大手前地区第1種市街地再開発事業への参画意向について質したのに対し、高橋参考人から、地権者27名中、26名に再開発計画への理解をいただき、準備組合へ加入していただいているとの答弁がありました。

また、委員会から、事業参画者等、事業を推進する上で問題もあるのではないかと考えるが、準備組合としての見解について質したのに対し、高橋参考人から、市外、県外の遠方に住んでいたり、小規模権利者が権利返還後に減歩された結果、転出などの可能性はあると考えている。具体的な課題、問題はあるが、先祖伝来の土地を手放しても事業計画に賛同しようという方、土地建物が減歩されても事業参画しようという方など、準備組合員は、この取組によって佐伯市の発展、まちづくりに寄与できるとの強い思いで必ず乗り越える覚悟であるとの答弁がありました。

これに対し一委員から、商業、住宅施設への参画について質したのに対し、高橋参考人から、平成22年12月24日現在では、参画者が8名、転出者が5名、未定の方が11名であるとの答弁がありました。

これに対し一委員から、その後の異動はないのかと質したのに対し、高橋参考人から、参加してもいいという方も出ている。参画者を増やすよう取り組んでいくとの答弁がありました。

これに対し、同委員から、参画者8名だけで、他の人が転出した場合、事業は行えるのかと質したのに対し、高橋参考人から、減歩により坪数が小さくなり転出する方の小さくなった坪数を集めてどういうふうに生かすか、また権利の大きい地権者の問題等どうするか検討を重ねているとの答弁がありました。

これに対し、他の委員から、8名だけで、全部の権利床を買い取り事業を行うことが可能なのかと質したのに対し、高橋参考人から、8名だけで権利床をとということではなく、外部の方へも事業参画を募ること等も考えているが、決定事項ではないとの答弁がありました。

次に委員外議員から、住民への説明責任ということについて、準備組合としての見解について質したのに対し、高橋参考人から、出向いて説明はしているが、十分には行き届いてはいないと反省している。基本計画原案をもとに、これからも説明に出向いていきたいと考えているとの答弁がありました。

また委員外議員から、この事業を推進する上での、まちづくり会社佐伯の位置づけについて質したのに対し、高橋参考人から、これから取り組んでいく中で受皿になっていただくこともあると考えているとの答弁がありました。

これに対し、同委員外議員から、まちづくり会社佐伯は、中心市街地の活性化の牽引役ということで、市も出資している会社であり、事業推進する上で是非利用してもらいたいとの意見が述べられました。

そのほか活発な質疑、答弁があり、高橋参考人に対する質疑は終結しました。

次に、執行部から、議案第4号の提案説明を受けたのち、質疑に入り、委員会から、条例第7条第2項において、3事業について、それぞれ推進の賛否を問うよう規定しているが、中心市街地活性化基本計画の推進にあたっては、一体的に施行し、一つでも欠けたら事業全体が成り立たないと今まで説明を受けている。一つでも欠けた場合、具体的に他の事業はどういう状況になるのかと質したのに対し、執行部から、中心市街地活性化基本計画の中で、まちづくり交付金事業を活用して事業を行うので、住民投票の対象の3事業のうち一つでも

欠けると、まちづくり交付金が受けられなくなる可能性がある。そうすると単費や起債にて事業を行うこととなるとの答弁がありました。

次に、委員会から、国から認定を受けている事業を中止した場合、中心市街地活性化基本計画以外の事業や、これから計画する事業等への影響、またペナルティー等はないのか質したのに対し、執行部から、国の判断になるが、他の事業等へも何らかの影響があると考えているとの答弁がありました。

次に、委員会から、事業実施が本市財政に与える影響について質したのに対し、執行部から、平成22年度から平成26年度にかけ、本市の財政運営の指針となるべき行財政改革推進プランを作成している。このプランにそって、投資的経費を平均、年80億円に抑制し、新しい市債の借入れを抑えていけば、将来負担過多になるという心配はないものと確信しているとの答弁がありました。

次に委員会から、住民投票が成立しないで開票した場合の影響について質したのに対し、執行部から、開票には人員と経費が必要となるとの答弁がありました。

次に委員会から、条例として、投票事務を行うにあたって支障はないのかと質したのに対し、執行部から、支障はないとの答弁がありました。

次に、委員会から、住民投票を行う際の、投票事務、開票事務の費用について質したのに対し、執行部から、単独で行った場合、おおよそ投票事務に3,280万円、開票事務に三百二、三十万円掛かるとの答弁がありました。

次に、委員会から、4月10日の大分県知事・県議会議員選挙投票日に住民投票を合わせて行うことは可能かと質したのに対し、執行部から、投票資格が違っていたり、事務従事者の確保、投票所のレイアウト等困難な点もあるが、可能である。また、同時に行った場合は、住民投票を行うのに、おおよそ850万円掛かり、そのうち開票には三、四十万円掛かるとの答弁がありました。

次に、委員会から、条例が可決された場合、その後の3事業への取組と、各事業のスケジュールへの影響について質したのに対し、執行部から、3事業のスケジュールについては、若干の変更ということがあり得るとの答弁がありました。

これに対し、委員から、スケジュール変更した場合に、予定どおり完成できるのかと質したのに対し、執行部から、大手前開発計画については、26年度末の完成は非常に厳しい状況となるとの答弁がありました。

次に、委員会から、条例案に対する意見において、「修正すべきところは修正を加え」と記載されているが、どの程度まで修正が可能なのかと質したのに対し、執行部から、再開発事業については、商工会議所の状況によっては、5階部分を除く。歴史資料館については、単価を下げる努力。城下町観光交流館については、所有者との交渉によっては修正すること等が考えられるとの答弁がありました。

次に、委員会から、事業参画意向等の現状も踏まえ大手前開発事業の推進に向け市の見解と、計画どおりにいかなかった場合の責任の所在について質したのに対し、執行部から、責任は事業主体にあるが、責任問題が発生しないよう十分計画をつめていくとの答弁がありました。

これに対し、一委員から、この計画で、今の事業参画者の状況を踏まえ、確実に実行できるのかと質したのに対し、執行部から、準備組合が今後特定業務代行を決めれば、床を持つ

人が現れるので事業は成立するとの答弁がありました。

これに対し、同委員から、仮定の話ではなく、住民投票条例の可否について判断するために執行部の見解を求めている。今の時点・状態で事業は行えるのかと質したのに対し、執行部から、基本計画原案の状況で、できる、できないとは言えない。準備組合としては事業協力者が決まらないと前に進めないで、そこで一定の報告が出てくるとの答弁がありました。

次に、委員会から、3事業の事業完成後の維持管理費について質したのに対し、執行部から、大手前開発計画、城下町観光交流館については、算出できていない。歴史資料館については、光熱水費が、他の施設から算出すると年間約400万円、委託料が約1,000万円から1,500万円と推測されるとの答弁がありました。

そのほか活発な質疑、答弁があり、議案質疑を終結し、7日は委員会を散会しました。

2月8日は、自由討議から入り、委員長発議により、昨日の議論において条例制定請求代表者と執行部との間で認識に隔たりのある、「事業を実施した場合の財政状況」並びに「市及び議会の市民への説明責任」この2点について委員相互間で活発な討議を交わしました。

自由討議の終了直後、後藤幸吉委員から、修正案を提出したいので休憩されたいとの動議が提出され休憩いたしました。

休憩中に委員長に修正案が提出され、再開後、後藤幸吉委員から、住民投票に付する対象事業名を正当な事業名に修正するため提出するものである、との修正案提出の理由が述べられました。

質疑はなく、討論に入り、一委員から、修正案及び原案に反対の立場から、関連予算議決後、次の過程として、既に大手前地区の地権者の方々は協議に入っている。その状況の中で、投票になれば全体で賛否を問うことになるが、大手前地区の住民が協議している過程において、この賛否を問うというのは違和感を覚える、との意見が述べられました。

また、一委員から、修正案に賛成の立場から、直接請求された方の署名の数の重みは、民主主義の原則であるとの意見が述べられました。

また、一委員から、修正案及び原案に反対の立場から、これらの事業は、関係者の苦勞によって、ようやくここまでたどり着いたもので、この計画を立ち止まらせると大変なことになるとの意見が述べられました。

また、一委員から、修正案に賛成の立場から、市民の意見をよく聴取するという趣旨で議会基本条例も制定している。ここで一度立ち止まって、広く市民の意見を聴くべきである。合併以来、最も大型の事業であり、市民の同意を得た上で、納得し進めるべきである、との意見が述べられました。

また、一委員から、修正案及び原案に反対の立場から、財政の厳しい折ではあるが、これまで積み上げてきたものが、仮にとん挫してできなくなるのは、合点がいかない面がある、との意見が述べられました。

また、一委員から、修正案に賛成の立場から、本住民投票条例が可決しても何ら市長及び議会に対して拘束力を持つものでもない。市民の意見を大事にし、この意見を尊重すべきである、との意見が述べられました。

また、一委員から、修正案及び原案に反対の立場から、大手前の事業については、どうかスタートラインに立った状況である。ここで少しでも躊躇し、立ち止まったならば、この

合併特例債の使える時期に完成は難しいと感じている。事業を行う以上は、有利な起債・補助金を活用し、中身を充実させるべく検討をしていくべきである、との意見が述べられました。

また、一委員から、修正案に賛成の立場から、この条例の目的は、市民の意見を聴いてもらいたいということが主である。一定以上の署名数がある以上はこれも民意であり尊重すべきである。いずれにしろ、この事業を成功させるためには、市民の皆さんの意見をきちっと聴き、より良い方向で進めていくことが一番の理想と考えるとの意見が述べられました。

また、一委員から、修正案及び原案に反対の立場から、合併前から議論を交わし、ようやく国の認定を受け、まさにスタートだという時期である。この事業は広く佐伯市民の願いだと思っている、との意見が述べられました。

討論を終え、まず修正案の採決に入り、挙手少数で否決すべきものと決し、次に原案について採決の結果、挙手少数で否決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 議案第4号につきましては、後藤幸吉君ほか2人から修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

1番、後藤幸吉君。

1番（後藤幸吉） おはようございます。1番議員の後藤幸吉です。提案理由の説明を行います。議案第4号、佐伯市中心市街地活性化事業の推進の賛否を問う住民投票条例案に対する修正案について、提出者として、提案理由の説明を申し上げます。

この条例案において住民投票の対象とする事業名に記入誤りがあるため、これらを正しい事業名に修正し、対象事業の明確化を図るために提出するものであります。

議員の皆さんの御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野宗司） 以上の委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

日程第2 討論、採決

議長（小野宗司） 日程第2、討論、採決を行います。

議案第4号、佐伯市中心市街地活性化事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定についてを議題といたします。

これより修正案及び原案につきまして、一括して討論を行います。

修正案及び原案に反対討論の通告がありますので、発言を許します。

4番、清田哲也君。

4番（清田哲也） おはようございます。4番、平成会、清田哲也です。議案第4号、佐伯市中

心市街地活性化事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定について、原案、修正案ともに反対の立場で討論いたします。本条例案で賛否を問おうとしている事業は、まちづくり交付金を活用した事業で、後世への負担を考慮し、合併特例債との併用で構成されております。合併特例債の交付税措置に関し、提案者は意見陳述の中で危惧しておりますが、現在及び特例期間内においても、その制度運用、つまり元利償還額の7割を基準財政需要額に参入することを国は認めており、現に当市においても合併特例債の償還相当額として、交付を受けております。さらに、その上積み分を、交付税算定の過程において、他の部分で減額されるというような事実も認められません。また、市債残高も平成26年度末には平成21年度対比で100億円削減する見込みであります。これは、第二期行財政改革推進プランの7ページ、第二期行財政改革推進プランの基本的な方針として明記されており、いわゆる合併のあめとむちのあめであり、合併特例債だけに頼った市政運営ではなく、行財政改革を推進しながらも将来に備えた事業、今だからこそできる事業を、効率的に展開することこそが将来世代のためであると理解しておりますし、行革をおきざりにしてあめだけに頼り、財政危機を招いた他の自治体との大きな相違点でもあると理解しております。私は、小学校五年生の長女と、大手前はどんなふうになったらいいかという話を時折いたします。彼女は、みんなが遊べる公園があって、本を読みながら、ジュースやコーヒーを飲めるお店があるとすてきだと言いました。また、小学校三年生の長男。彼は、佐伯で採れた野菜や魚、肉が買えて、それを持っていけば料理してくれる店があるとうれしいと、そう言いました。あと10年もたてば、彼も彼女も有権者になります。今の子ども達に、佐伯が好きだ、佐伯に住みたいと言ってもらえるようなまちづくりをするために、中心市街地活性化事業があり、今正にその過程において、大手前地区の市民が頑張っています。この状況下において、同じ市民同志でその是非を問うのは、佐伯市百年の大計においてその禍根を残すように思えてなりません。合併後10年間という期間はもちろんです。私自身の年齢から考えましても、子ども達に本当に一つになった佐伯市を手渡すために残された時間は多くはありません。近い将来、佐伯を担っていく世代に対する投資は、先に生まれた者がその責任において、例え痛みや辛抱を伴おうとも、行わなければなりません。住民投票制度そのものを否定することはしませんけども、本議案に定める事業を対象とし、住民投票を行うのは、現在の状況から鑑み、ふさわしくないと判断いたしまして、議案第4号、原案、修正案ともに反対いたします。議員皆様の御賛同を賜りますことをお願い申し上げまして、私の反対討論を終わります。

議長（小野宗司） 次に、修正案に賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

1番、後藤幸吉君。

1番（後藤幸吉） 私は、修正案、原案ともに賛成の立場で討論いたします。こういう話を聞いてください。日南市に行きました。日南市議会は市民より2万5千数百名の署名があった議員定数を否決しました。議案こそ違いますが、市民の有権者の51%が望んだ議案に対して、議会はノーということであります。市民の感覚と議会はえらく違うなという感じを受けたわけではありますが、その中で、自治連合会の会長さん、職員の方が、佐伯市議会は基本条例を作ったんですねと褒めていただきました。確かに、私どもは昨年作っております。その中の主たるものの中に、こういう総則です。総則の中に、基本理念では佐伯市議会の議決により、市民の意思が決定し確定することを踏まえ、主権者である市民の意思を的確に市政に反映させるための努力をし、その結果として、憲法で保障する地方自治の実現を目指すことを定め

ていますとあります。そして、この議会は、少しでも市民に開かれた、市民の意見を聞いた、よい議会にするために。市民の声を聞く理由の一つに、議会モニター制度も採用しており、去年の12月11日でしたか、委嘱式も行われました。その中の、個人のモニターの方から、図らずも今日、モニターとしての意見が提出されております。ちゃんと椅子に残してしまいましたけども、その中に、議会が市民の意見を吸い上げていない、今度の大手前の開発にしても、理解、誰が責任者なのか、姿が見えないというような文章がありました。私たち議員は、市民を代表する立場であります。今度の条例は、財政がいいから市長がいいから賛成、反対ではありません。市民に意見を聞こうという、単純な議案であります。市民の、我々議会が市民の意見を聞こうということを拒否する、否定する理由はないものと思われま。それと、先月1月20日、臨時議会終了後、議運が行われました。その席で、議長より、今回の議案を是とするにしても非とするにしても、ちゃんとした理由付けが必要であるという話がありました。私は、去年、佐伯市が少しでもよくなればよいと思って、基本計画予算に賛成した立場であります。その後勉強するにつれて、いろいろと情勢が変わってきております。その一つは、その際、執行部よりは、この計画は基本構想であるので変更できますよということで、全ての事業が悪いことばかりではありませんから、賛成したわけでありま。修正ができるということで。その中の一つ、金額的には少し小さいんですが、馬場女島線の一部改良工事、養賢寺から217号線に道路360メートルを12メートルの道路にするという案が出ております。それは私も都市計画の委員をしておりますので、同意しました。ただし、地元の人、市民の方が、そしてまた県外に住んどる人達が、鶴城の同窓会が、何でもこういう地区に車がどんどん通るようなことにせないけんのか。子どもの安全を考えることこそ必要ではないかということで、一部だけ入り口の部分を、子どもが通学をするのに便利ないように、90メートルだけを改良するというように、4分の1の事業に変わったわけでありま。この基本構想の中、事業の中が改良された一つの例であります。また、大手前の基本構想にしましても、4階建ての立体駐車場は、地元の人の方から私たち議会に、もう4階建てはいらないと、平地で結構ですという話もありました。この大手前の事業自体、どなたが計画してどなたのためにどうしていいものが分からないのであります。少しでも大手前がよくなることはいいと思うとるんじゃが。それで賛成もしたんです。ただ、流れを決めていく間に、確定したものの、この一つのもの、いいか悪いかで私たちは判断したんじゃない。こういうものになるんか、こういうもんかになるんか分からん間に、その時は、賛成したんです。今でも、私は区画整理の面積、それと組合の構成員の数が、これから先も変わる可能性があるのではなからうかと。つまり、佐伯市が同じ地域で負担が大きくなるのではないかと考えております。それと、本当に地域、佐伯市の顔にするためには、やはり昼間、人の集まる、先程清田議員が言いました、周辺部の人達が集まる地域にせないけんのです。ただ、今の計画自体では、船頭町から大手前に入る道路は計画されておられません。将来は造らんのかもかもしれませんが、中心地に入るためには、例えば船頭町からの道路を造って、一方通行を解消するとか、本当にその地区が繁栄することを考えなければいけないと思います。そうして、そういう中で計画途中に近くにある大病院が移転を多分するようになると思います。民間の土地のことですから、言われませんが、あの地区は16年と22年を比べると、大分バスの乗降客数も3割ほど減っております。基本計画の中では、1日に現在七百何十人通過していると。それを26年までほたっておいたら落ち込む。今度の事業によって、約2割ですから、まあ1,000人弱。その

人達が集う、通る、そういうスタイルにしたいという計画であります。1日に1,000人通るような地域では、現在のリバーサイド、コスモタウン、そういう商店街と同じような佐伯の顔になる、核になる可能性があるのかどうか、そこまで皆さんが真剣に考えているのか、分かりません。私は市民の人から聞かれるんです。今度こういう署名運動が始まって以来、何で大手前に50億ですかという話を聞かれます。説明はしますけども、それぞれの人達は、俺たちの地域に店はない。年を取ってあと10年もすれば、昔あった地元の商店がない。生活するのに困る。そういうことを考えれば、一つの地域だけに予算を使っているのかという意見もあるわけです。大手前の件に関しては成功していただきたいんですが、なぜ無計画かもう一つ言います。私は再々一般質問の中で言うとります。商工会議所のことであります。商工会議所は、今回の研究会、準備会、協議会、その中核の組織であります。御存じのように、千四百何十人の商工業者が参加しております。その私は議員をしております。情報も入ります。一昨年の12月の末に私たちに基本構想が示されましたが、確認をしてみますと、その時点で商工会議所が800平米、1億7,800万円も使うことは無理だったように思っております。聞いております。商工会議所は、現在のところ、市から買い取ってもらうことが条件じゃったようにあります。市は買わんと言うた。それで去年の5月に、総会を開いて床を1億7,800万円出してまでは買わんという結論を出しました。その後、県から補助がある、佐伯市も補助を出す、どうか考えんかちゅうことも商工会議所は拒否しました。それで、今年1月11日に、新会館建設委員会が開かれました。私もその中のメンバーの一人であります。佐伯市の職員も1月18日には準備組合の臨時総会があるので、商工会議所が入るのか入らんのかを確認してくれという話で、その場所で、商工会議所の内部も新会館建設委員会の結論としては公共公益施設5階の部分の借りろと、ただし今のような状態ではかなりの補助をいただかなければいけないという前提がたっております。かなりの金額を期待しております。そうした場合、商工会館を買うてくれということは、1年で市長が買うというのは話が尽きます。21年から先に、毎年500万円ずつ補助金をやるような話はできんわけでありますから、商工会議所としては借りることは不可能ではないかと。ただし先程委員長報告の中にありましたように、公共公益施設については5階を4階にすればいいだけの話です。ところが民間の部分、8件とか、今回は9件の地権者が民間のビルに入るように聞いておりますが、当初1階に9店舗、2階に10店舗、3階が地権者のマンションでありました。今回は店舗数も増えております。住宅も、4階建て、入る地権者との話もできとらんで、地域の声も聞いてとらんで、そういうことができるんでしょうか。佐伯の顔である以上は、私どもは一つの手前にいい悪いを言いよるんじゃない。一つの事業をするのであれば、市民の合意を得て、みんなの意見を聞いてやらなければいけないと思っております。ですから、ただ、私はこれから執行部の方がちゃんとした案を出せば、その時点でもし可決された場合には、賛成の方に入れるかもわかりません。ただし、あと二つ。私は一般質問の中で、つたや旅館の利用法をなんべんも質問しておりますが、去年の4月の連休中に、山際を通ったのは100人くらいと聞いております。国木田独歩館の利用者は237人です。同じ時期に旧自治体が作った道の駅は、蒲江が1万2,000人、弥生・宇目が1万5,000人、6,000人と、地域の活性化に役立っております。そうした場合、つたや旅館2億8,500万。決定の値段ではありませんが、坪当たり30万円で600坪。1億8,000万円。昭和の時代の景観を残しとる建物なので、建物それから植木などに1億円を掛けるという話です。何度も地域が良くなるためであれば、例えば

山中邸、現在佐伯市が持つとる山中邸にあずまやふうの休息所を作って公衆トイレを作れば3,000万であがるじゃないか。2億5,000万円はうくじゃないかと言うけど、執行部は耳を貸しません。ですから今度私は、そこを投票になればそこをペケします。それともう一つ、歴史資料館。20年の12月議会。41人の議員は当時19対20で池彦の建物を買うのを否決しております。ところがその際、事業も確定していない箱物に対して補償費を払い、解体費まで払って市長は佐伯市の所有しております。どの基金で買い込もうが、佐伯市の財産の一部です。そして、これは新しい我々30人の中に、新しい9人の議員がおりますが、その人達の前を通ることがありませんでした。議会を無視したことで、多分、当時マスコミからも騒がれました。専決議案です、何ちゆうんですか、阿久根の市長みたいなことを平気でしちよる。こういうことに対して歴史資料館がいるかどうかを一つにとっても、市民の意見を聞くべきではなからうかと思っております。それと財政運営について一つだけ言います。財政がいいから大丈夫じゃからものを作るという考え方。確かに街が栄えるためには箱物も必要な建物もありますが、600億じゃろうと700億じゃろうと1,000億じゃろうと、借金を持つとる自治体は、仮に300億しか借金がなくても効果的な、効果のある事業を行わなければいけないと思いません。全部否定するための討論をしよるんじゃないんです。市の、市民の人達の意見を聞いてくださいという、私は同僚議員にお願いしよるんです。今なら、今回住民投票がこうなれば、多分市長は今度の事業は全部信任されたと判断して、突っ走るであろうと思えます。そうしたときに、私たちが住民の意見を聞くと、住民投票を可決したら、共同責任を市民の皆さんからも持っていただける。そして、市民の人からも、大手前についてよい意見を出していただけたらと思っております。国を信用しない、年金制度、私たちよりもう少し若い人は、65までも70まで働かないけんごとなります。そして、もう一つ大事なこと。国を、財政面から言いよります。あてにするなという理由、国の施策が変われば、公共事業を絞れば、佐伯市の土建屋さん、建設業者の数も減ったんです。そういう中であって、今現在、合併特例債が使える。中心市街地活性化になって、私たちもいい。ただ、市民の意見は、今日のは単純なんです。市民の意見を聞くか聞かんかだけです。そこのところをよく考えて判断していただきたいと思っております。私の賛成討論を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 次に、修正案及び原案に反対討論の通告がありますので、発言を許します。

28番、芦刈紀生君。

28番（芦刈紀生） 議案第4号、佐伯市中心市街地活性化事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定について原案、修正案とも反対の立場で討論いたします。大手前地区第一種市街地開発事業、歴史資料館建設事業、観光交流館の建設事業のいずれの事業を中止した場合、この3事業だけではなく、子どもの交通の安全を守る道路整備や公園整備等、81の事業で構成されています中心市街地活性化事業ができなくなる恐れがあります。具体的に申せば、平成22年3月に中心市街地活性化計画として、国による認可を受け、まちづくり交付金と併せて45%の補助率を原資として計画されています。東校区公民館、正式名称は地域交流センター、他14事業の建設にも重大な影響が及びます。結果的には、佐伯市が全額負担するようなことになるようになれば、抜本的な見直しを余儀なくされ、当該地区の住民の期待を著しく損なう恐れがあること、また、この事業は長い間積み重ねてきて私たち議会も認めて事業を開始し、1年近くなっており、中止した場合、この事業ばかりでなく、他の補助事業等にも重大な影響を与えかねない。また市だけではなくですね、県、国の事業であります県道、国道や、

河川の整備等にも影響はあることが懸念されています。今後このような事業が、またまちづくり事業等が他の地区で計画されても、認可されなくなる恐れもあります。このような影響により、国、県、市の土木建設事業が減少した場合、市民の皆さんの多くが関わっており、土木、建築、電気等の業界は多大な打撃を受け、地域経済にも重大な影響が出てくる恐れがあります。次に説明責任につきましては、中心市街地活性化協議会や、8回にわたる市報への掲載、ケーブルテレビによる2回の放送等実施しておりますが、今後なお一層の周知徹底が必要と考えております。また、投票条例案の請求があったということは、厳粛に受け止め、議会としましては昨年9月の議会で、議会基本条例を制定し開かれた議会を目指しているところで、既に議会モニター制度を採用し、特別委員会等にも出席をいただき、御意見を賜っているところでございます。今後は、議会報告会等を各地で行うよう制定しておりますので、これらにより議会としても説明責任を果たして行きたいと考えております。以上の理由により、私はこの住民投票条例の制定に反対をいたします。

議長（小野宗司） 次に、修正案に賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

8番、佐藤元君。

8番（佐藤元） 8番議員、自民党会派に所属しております、佐藤元であります。議案第4号、佐伯市中心市街地活性化事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定について、原案、修正案とも賛成の立場で討論をいたします。本議案の中には、平成22年3月、予算が可決され、推進している土地区画整理事業、事業活用調査事業、歴史資料館建設事業の3件について、市民の賛否を問う住民投票条例の制定であると考えられます。この中で、大手前地区第一種市街地再開発事業について、予算可決後、佐伯市議会の中に地域開発調査特別委員会が設けられ、私はその委員として、今日まで委員会活動に参加してまいりました。その中で、5回ほど審査してまいりましたが、大手前開発基本構想から、基本計画策定業務までの作業については、平成23年、本年1月18日に、大手前地区市街地再開発準備組合と執行部からの説明で、大手前開発基本計画原案が設計図とともに提出をされました。この原案につきましても、まだまだ決定的なものとはならず、この大手前地区再開発準備組合に関係する地権者が27者のうち1者の同意が得られておらないという説明がありました。執行部の当初説明では、地権者全員の同意がないときは、土地区画整理事業は成立しない、できないという説明を受けております。なお、平成22年4月に設立されました大手前地区市街地再開発準備組合に、参加希望者は現時点で8者、転出5者、残りの11者は態度の表明をしておらず、27者全員でなければいけないということになれば、3者の参加意見も不明であるということ、説明を受けております。予算が可決され、1年を経過しようとしている現在まで、図面すらできていない状況では、市民の皆様方が不振、疑心を抱いて当然であろうかと思えます。なお、大手前地区市街地再開発準備組合代表者の意見の中で、大手前は佐伯市の玄関であり、佐伯市の顔を作りたい。このように発言をされておりました。このことを真摯に受け止めた場合、都市計画課に大手前開発推進室を設置した市の執行部と、大手前地区市街地再開発準備組合は、私ども議会が予算可決したことに対し、あまりにも安易な考えとしか受け取れない言動であろうかと思えます。この大手前地区第一種市街地再開発事業の一つを取っても、現状の進捗状況を見る限り、議案第4号の中で、市民の賛否を問う意見は全く的を射たことと考えております。私ども市議会議員30名は、市民の負託を得て執行部に対し苦言、提案を行える唯一の代表者であろうかと考えております。そこに市民の50分の1以上の規定による賛同の下、

また署名活動の際には数名の市議会議員の賛成署名がある中に提出された議案であります。議案を提出した田村代表も、市民の声を一度聞いてみたいということ、また、この条例が可決されても何ら住民投票が執行部に対し拘束力を持つものではありません。このことを重く受け止め、平成22年10月1日から施行されております、佐伯市議会基本条例の中、少し紹介をさせていただきます。この中で、私どもの議長が御挨拶を申し上げますが、その中で、佐伯市議会では平成21年9月定例会におきまして、議会改革等調査特別委員会を設置し、市民に開かれた議会づくりの観点から、市議会の憲法ともいべき議会基本条例を制定をしました。この条例をする過程では、議員自ら素案を作成し、市民との意見交換会、条例の内容を先取りする取組を積極的に進めてきたところである。何よりも重要なことは、市民の負託を受けた議員一人一人が、条例に魂を込めるべく、基本条例の理念を議会運営に的確に反映させ、市民の皆様と市議会をつなぐ基本条例となるよう、不断の努力を重ねていくことであります。佐伯市議会基本条例を礎として、市民に信頼される、活力ある市議会を目指す。このように議長挨拶の中でうたわれております。なお、第一章、総則の中ではありますが、抜粋して読ませていただきます。合議制の機関である、議会の役割を明確にし、議会が市民の負託に応え、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。これが私どもの条例の目的であります。基本理念といたしましては、議会は市民を代表する市政最高の意思決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、努力を惜しまず、その活動に専念し、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。一章、総則。第二章、議会の使命及び活動原則、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。市民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。把握した市民の意見の下に、政策提言、政策立案等の強化に努めること。市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。第三章、議員の使命及び活動原則、議員は市民の直接選挙によって選ばれた公職として、常に市政の課題を把握し、公益性の見地から市全体を見すえ、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命とする。第四章、市民と議会の関係、この章では、市民のための市議会の考えの下、市民に開かれた市議会を実現する。一つ、議会は参考人制度及び公聴会制度を十分活用して市民の専門的または政策的識見等を求めるとともに、多様な広報広聴手段を活用し、一般市民の声を積極的に聴取するものとする。抜粋で読ませていただきましたが、まだこのほかにたくさんの条例が書かれております。以上の一章から四章にあらわしていることは、議会議員の皆さんは周知されておることと思います。この佐伯市議会基本条例をもとに、議会議員として、市民のためにこの議案第4号、佐伯市中心市街地活性化事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定が可決できますよう、議員皆様方の賢明なる御判断をいただきますようお願いをいたしまして、私の賛成討論を終わります。

議長（小野宗司） 次に、修正案及び原案に反対討論の通告がありますので、発言を許します。

22番、井野上準君。

22番（井野上準） 22番議員、開政会の井野上準でございます。議案第4号、佐伯市中心市街地活性化事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定について、修正案及び原案に対し反対の立場で討論を行います。先般、佐伯市の現状を憂う会代表の田村さんの意見陳述をお聞きし、大半の時間を財政状況について述べられていましたが、平成21年度佐伯市歳入歳出決算及び基金の運用状況を示す書類の審査意見書により、平成20年度末の佐伯市の地方債残高は一般

会計、特別会計合わせて804億2,654万3,000円と説明されていましたが、この書類には平成21年度末の現在高も掲載され、前年度末に比べ、20億866万2,000円減少し、784億1,788万1,000円の直近の数値を示すべきだと感じています。さらに、一般会計の平成21年度末の地方債残高は、676億7,354万4,000円ですが、そのうちには辺地債や過疎債、さらには、臨時財政対策債や災害復旧債、あるいは市民をミスリードだと指摘する合併特例債などの交付税措置されている優良債の交付税参入額が、416億8,779万5,000円ですので、実質の起債額は差し引き259億8,574万9,000円となります。特に、合併特例債について、田村さんは70%の交付税措置を市民に対してミスリードだと指摘し、地方交付税の算定の計算式を説明され、具体的なイメージとして若夫婦が住宅ローンを組んで、不動産を購入するという事例を紹介し、あたかも国が70%の交付税参入分を基準財政需要額の補正係数を意図的に数値を操作することによって交付税参入分を減らすと錯覚しているようですが、基準財政需要額は、各自治体の財政需要を合理的に測定するために地方財政法第11条の規定により、各行政項目別にそれぞれ設けられた、測定単位の数値に必要な補正を加え、これに測定単位ごとに定められた単位費用を合算することによって行われますので、算定の様式も全国一律で、人口や道路の面積、児童・生徒数、学級数、農地の面積、65歳以上の人口等々の区分によって、区分することに補正されていますので、一自治体に手を加えることはあり得ません。例えば、平成22年度の過疎対策事業債の元利償還金は21億1,251万円に対して、その7割にあたる14億7,875万7,000円が基準財政需要額に加算されていますし、合併特例債についても元利償還金10億9,683万5,000円に対して、その7割にあたる7億6,778万5,000円が基準財政需要額に加算をされており、したがって、指摘の事実と異なります。合併特例債だけを指摘していますが、それであれば先程述べました辺地債や過疎債など、全ての交付税措置のある地方債も否定することとなります。また、前臼杵市長の後藤国利氏のコラムを紹介しておりましたが、その臼杵市でさえ合併特例債の限度額108億円に対し、発行額は104億円となり、96.3%の発行率となっています。いずれにしても、どこの首長も財政不足に悩みながらも住民ニーズに応えるために、できるだけ一般財源の負担の少ない優良債を使って社会資本の整備を始め、住民サービスの充実に努めようとしているわけです。佐伯市の今後の財政収支の見通しでも、普通、建設事業等に関わる市債の残高を、21年度末から26年度末には106億円程度削減する方針を打ち出しています。また、21年度以降、段階的に地方交付税が減額されることや、財源不足が生じた場合に備えて、21年度末の基金残高が取崩し型基金として財政調整基金と減債基金とで73億4,011万6,000円、その他特定目的基金が91億816万8,000円の合わせて、164億4,828万4,000円があり、今後もさらに積み立てる予定であることも申し上げておく必要があると思います。参考人として地域開発調査特別委員会にお見えの際にも、現状の大手前をなんとかしなければいけない。佐伯市の歴史を後世の子ども達に伝えていくことに対しても、その必要性については田村さんも認めていただいているようですし、旧つたや旅館の買い取りは、買収は認められないとの、あくまでも個人的な考えをお聞きしましたが、どうしたら大手前ににぎわいを取り戻せるのか、歴史資料館についても同様に、佐伯市の現状を憂う会、そして積極的に提案してほしいと思いますし、市長も皆さんの行動によって修正にも応じると言っていますし、中心市街地の活性化に関する法律の第1条に、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を、総合かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総

理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別な措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、もって地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。ということがうたわれていますが、これに基づいて、事業が組まれており、仮に白紙に戻せば他の事業、つまりは東校区の公民館建設にも影響が出てくるだろうし、合併特例債の期限に間に合わなくなるわけですから、全ての事業について新たな財源を探さなければならず、執行部としても基本計画の原案ができたので、これから出前講座なり、あらゆる機会を通じて積極的に説明責任を果たしていくという姿勢のようですので、本議案については修正案及び原案に対して反対であります。

議長（小野宗司） 次に、修正案に賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

25番、清家好文君。

25番（清家好文） 改めて、おはようございます。25番議員の市民の会の清家好文でございます。

私は、今回の法第12条第1項及び第74条に基づく住民の直接請求、条例の制定、または改廃に関わる直接請求、議案第4号、佐伯市中心市街地活性化事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定について、原案とも修正案とも賛成の立場で討論をいたします。その理由、第1点目といたしまして、今回の請求は、法的手続きにのっとり行われているということであり、世間の、ちまたの、俗に言う井戸端会議で、市の職員は仕事しないとか、給料が高いとか、議員の数が多いとか、あるいは報酬が高いとかいう世間のうわさ話ではないということでもあります。正式のルールに従っての請求であるという市民の意思、署名総数3,549人の数の重みがあるものであります。そして、この請求の制度の生い立ちは、まさに地方自治そのものであります。住民自治は、地方公共団体の行政について、できるだけ広い範囲で住民の参加の機会を認め、住民自身の手で住民の責任において住民自治の運営を行うことでもあります。現行の地方自治制度は、首長、市長と議会の選挙という間接民主主義方式と、今回の直接請求制度を中心とする直接民主主義方式を柱とする2本立てのシステムで成り立っております。そして、民主制が基本であります。この代表を民主制で行う地方自治行政が市民の意思とかけ離れた場合、民意に添わない運営が行われた場合に、これを是正するために認められた制度が、今回の直接請求制度であります。間接民主主義方式の欠陥を是正する先人の英知が、考え抜いた民主主義の原理、原則であります。議会人として、この民主主義の原理、原則を尊重すべきであるということが第1点目の理由であります。第2点目の理由であります。事情変更の原則であります。この条例案に対する市長の意見にもありますように、確かに市議会に対して平成21年6月及び12月の全員協議会で中心市街地活性化計画についての報告を受け、続く平成22年3月の当初予算を審議する第1回佐伯市議会定例会において、本計画にかかる関連予算案を賛成多数で議決したのは紛れもない事実であります。そして、平成22年4月からは5回の地域開発調査特別委員会において、大手前開発計画の進捗状況を中心に説明を受けたのも事実であります。しかしながら、平成21年6月及び12月の全員協議会並びに平成20年3月の第1回佐伯市議会定例会において、予算を可決した当時の執行部の説明と平成20年4月以降の執行部の議会に対する説明には大きなそごが生じております。具体例を挙げますと、例えば、議会の議決前は本計画の変更は大いに可能であるという説明を受けてきたのであります。議決後の説明では、時間の都合と申しませうが、当初の事業完成予定日である、事業を完成させるために計画の変更は不可能と言ってもよい状況になっ

たこと。また、もっとも重要な計画の基本中の基本と言うべき地権者の同意が未だに曖昧なこと等々、計画そのものの存続自体が危惧される状況下になっていることであります。議会が議決した事案というの、議決後このような多種多様な事情の変更が発生する中、主権者であります市民から直接請求制度の発議がなされたということでもありますから、事情変更の原則によりまして、主権者であります市民の声を聞くべきであるということが第2点目の理由であります。第3点目の理由といたしまして、時代の要請、民主主義の要請であります。明治時代から続いた我が国の中央集権制度であります。その制度は世の中の変化、国際化や少子高齢化の時代にうまく対応することができないという事態が多く見られるようになりました。そして、中央集権制度の制度疲労が発生していると言われております。昨今であります。そこで、現代は新しい制度を求めて模索している混迷の時代に突入いたしました。地方分権制度や道州制と叫ばれて幾久しいのであります。しかし、時は正に、確実に自らの地域のことは地域の住民が自らの判断と自らの責任において決めるという大きな時代の流れとなっております。昨今、テレビを始め、各種報道機関が直接請求制度の発議といたしまして、名古屋市や阿久根市の住民投票を取り上げて報道しておりますが、これはもう正に、住民自治の高まりの一つであります。しかも、過去多数の市町村において、条例に基づく住民投票、今回と同じ住民の直接請求事例も含めまして、個別施設政策についてのその案件の賛否を問う事案が全国で約400件も実施されております。折りしも、本国会で地方自治法の改正案が提出されますが、その中の目玉の一つといたしまして、住民投票制度の創設がうたわれております。この改正案は箱物の建設に限って議会が承認した後に、住民に直接賛否を問うことを認め、そしてその投票結果に拘束力を持たせるという改正案があります。ところで、我が議会も、平成22年9月に市民に開かれた議会づくりの視点から、議会基本条例を制定しました。この議会基本条例の前文がございます。その後半部分の一説を紹介しますと、さらに時代は市民に開かれた市民参加型の議会を促しており、その要求に応えるためにも積極的に具体的な措置を講ずる必要がある。よって、ここに新たな時代の礎とするため、佐伯市議会及びその構成員である議員の活動の支柱として、議会の最高規範たる、この条例を制定する。とうたっております。今回の、住民の直接請求を試金石といたしまして、我々議会も一歩先を行く常設型の住民投票制度をも範ちゅうにおき、議会基本条例に魂を吹き込むべき、時代の要請と民主主義の要請に応え、そして市民の負託に応えることが、第3点目の理由であります。最後に、先の議会の判断が正しいものと認識するものであれば、この請求を可といたしまして、議会の判断の正当性を改めて市民の皆様へ仰ぎ、そして信任をいただければよいと思っております。我々30人の市議会議員は法にのっとり8万市民の生命と財産を預かる市民の代表といたしまして、この議会に臨んでいるわけでありまして、したがって、議会人として、^{たいじん}大人として、大人として、権威やメンツにこだわることなく法の精神にのっとり、主権者であります市民の声に謙虚に、そして真摯に耳を傾け、そして今、市民のために何が一番大切なことであるかと判断することが議員のあるべき姿だと思っております。したがって、主権者であります市民の今回の直接請求、佐伯市中心市街地活性化事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定の原案、修正案について私は賛成をします。そこで、議員お一人、お一人、お一人の皆様へ御賛同をお願い申し上げます。私の賛成討論といたします。

議長（小野宗司） 次に、修正案及び原案に反対討論の通告がありますので、発言を許します。

2番、矢野精幸君。

2番（矢野精幸） 2番議員、志政会所属の矢野精幸でございます。議案第4号、佐伯市中心市街地活性化事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定につきまして、反対の立場で討論をいたしたいと思っております。長年の懸案でありました、大手前開発に今正にストップがかかっているとあります。将来の佐伯市を思う市民の皆さん、また地元地域の住民にとりましては、大変な由々しき事態であろうかと思っております。過去には幾人ものコンサルタントを迎え、計画をし、立案をしてまいりましたが、埋没してまいりました。これが、平成18年8月の新まちづくり三法の改正で本市も昨年3月23日に国の内閣府の認可を受け、今、基本計画の最終修正に入っておりますのでございます。総額51億円、その中には、区画整理事業に31億円、建物に20億円、市の持ち出しは約10億円であります。先程、清田哲也議員が財政シミュレーションをしましたので、私はあえてカットいたしますが、この数字には、国の補助金と合併特例債を使えばの話であります。その期限は26年度には全てが完了しなければならないというタイムリミットがあるわけでありまして、この機を逃せば、大手前開発は永久に来ないであります。一部の市民からは、なんで街中だけにそんなお金を使うのかというような言葉を耳にいたします。そうではないのであります。先日、市長の答弁でありました、合併してこの5年間に、周辺地域の港湾整備に約100億円を投じて事業をしてまいりました。このようなことにしても、その周辺の一部の市民にしかわからないことでありまして、しかしながら、これも必要な整備事業であります。ですからやってきたのであります。今、この大手前の現状を見てください。街の中心地であります。一部の市民にはコスモタウンや蛇崎のリバーサイドタウンを指さす人もいますが、しかし、この地域ではいくら転んでも街の中心地にはなれないのであります。街の中心地は、その街を形成した歴史が必要なのであります。その歴史は一朝一夕にはできないのであります。長い、長い歳月が掛かっています。中心地が栄えないまちは繁栄はありません。なんとしてもこの機を逃したならば、大手前は今のままで永久に続くであります。しかし、今回の2,580名の署名が集まり、条例請求制定がされたという事実は大変重いものがあるかと思っております。執行部にも問題があります。地元地域では、まちづくり三法が改正された5年も前から早急に計画立案をすべく運動をしてまいりましたが、どうかその結果が昨年3月の国の認定でありました。全国で99番目に受けた現状であります。県下では、豊後高田市は、第1番目の認定であります。まちづくり三法が改正、施行されるやいなや、スピードがあります。当市は遅いのであります。そして今になって、時間がない、時間がないと言っているのであります。しかしながら、今それを言ってもどうしようもないのであります。先日、市長の答弁にもありましたように、修正すべきところは修正をし、早急に最小の投資で最大の効果を生む計画案を作成を望んでおるのであります。他の事業の歴史資料館、観光交流館につきましても、今の計画案を十分に精査をし、内容を練り直し、実行に向け前進していただきたいと思うのであります。以上をもちまして、この議案には反対といたします。どうか議員の皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 次に、修正案に賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

20番、後藤勇人君。

20番（後藤勇人） 20番議員、公明党の後藤勇人でございます。本臨時議会に提出されました、議案第4号、佐伯市中心市街地活性化事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定について、原案また修正案に賛成の立場から討論を述べさせていただきます。私は請求代表者の田村氏

の考えに賛同しているわけではありません。しかし、本事業は将来の佐伯市の命運を握る大事業であり、この事業を進めるにあたって、市民の中にも様々な意見があり、心配している方もいることを真摯に受け止めるべきであると思っております。食の観光を掲げる佐伯市は、周辺を自然豊かな海や山々に囲まれ、おいしい海産物や農産物を生産し、評価を上げていますが、しかし、このままでは限界があり、肝心の中心部へのアクセスする拠点がありません。大手前はこのままでいいのでしょうか。今回の大手前開発を中心としたまちづくりを行い、観光や行政サービスの拠点をつくり、城山周辺から港までの整備を行い、新しいまちづくりを行う最後のチャンスだと思っております。しかし、今回の署名は少なからず民意として深く受け止めております。本当の民意はどこにあるのか。住民の意見を聞き、市長にも事業に対する市民の賛成を得ることができれば、自信を持って推進していけないのでしょうか。合併してはや6年。行政上では一緒の佐伯市になりましたが、本当の意味で、心を一つにして作り上げるのが本事業ではないのでしょうか。佐伯市は佐伯市民のものであり、今の子ども達に将来安心して暮らせ、活気ある佐伯を作り上げ、バトンタッチをしていく大事な使命が私たちにはあります。本事業について、市長の提案を議会の場で賛成してきましたが、市民の一部の方々が心配をしているのであれば、市が進めようとしているこの事業が市民の皆様にとどれだけ理解されているか疑問を持っております。そういった意味では、まだまだ市長や執行部、また私自身の説明責任が果たされていないとの観点から、この条例に賛成し、住民投票で理解をいただき、市長も、議会も、佐伯市民も共同して佐伯市の将来に責任を持っていくことこそ、地域主権のあり方と思っております。佐伯市の100年を考えたこの事業を推進する必要があると思ひ、賛成の討論といたします。以上。

議長（小野宗司） 次に、修正案及び原案に反対討論の通告がありますので、発言を許します。
10番、上田徹君。

10番（上田徹） 10番議員、新風会所属の上田徹です。私は、本議案第4号の佐伯市中心市街地活性化事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定についての修正案、原案ともに反対の立場で討論をいたします。17年3月に、1市5町3村が合併をして、今佐伯市が走り始めています。18年10月からいろんな審議会、そして審議会委員の公募をしたり、そして、市民へのアンケートを取ったり、または当時の高校生との意見交換をしながら、この第1次の佐伯市総合計画が策定をされてます。今回提案されました条例の目的であります。この目的につきましては、もう皆さん御承知のように、市民の意思を明らかにして、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的にして今回提出をされています。そのことは、この総合計画の中の基本的な考え方として、既に掲げられています。よって、この目的の部分からしても、私は本条例の制定は今回必要ないというふうに考えております。また、財政の面でも、これまで多く言われてきました。具体的な部分につきましては、先程の反対討論の中でも言われましたので割愛をさせていただきますが、この計画の中でも、まちづくり交付金事業等を活用しながら、この中心市街地ゾーンの都市機能の集積や居住人口の増加等の対策を含めて、にぎわいのある再生を図る、そういうふうになっています。もちろん、この基本計画に沿って本計画もこれまで議論をされてきています。途中では、17年には、事前に土地の取得もしております。もちろん、このことも、私は当時議員ではありませんでしたけど、当時の議会の中や審議会の中、市民の皆様方の意見や、いろんな形で議論をしながらこれも取得してきたわけです。こういう長い間の積み重ねの中で、現在に至っているというふうに認識を

しております。また、この条例の7条にもうたっております。大手前を中心とした3事業の賛否。このことにつきましては、特に大手前のことですが、先程、若い清田議員の子ども達との会話の様子も言いましたけど、私自身が今56歳ですが、子どもの頃、街に行く、そしてデパートで買い物をする、これは小学生の時には1年に1度あるかないか、そういう思いの中で、一種あこがれでした。中学生になると、中学県体があります。試合の帰りに勝った負けた言いながら、大手前で少し遊んで帰る。これが、私たち、子どもの頃からの本当の意味で楽しみ、あこがれでした。これは、私も大手前から遠く離れた所に住んでいますけど、今の佐伯市民、多くの方達がそういう時代があったらというふうに思います。残念ながら、今の大手前の現状は、壽屋の撤退、そしてその後残念なことに大きな火災があり、今の現状となっております。社会情勢が大変厳しい中ですから、どの地域も確かにそういう状況が生まれてきてるだろうというふうに思います。この佐伯市にとって、私はこの大手前というのは今の佐伯市にとっての顔でもあるというふうに認識しています。この総合計画の中で、大手前のことだけを取り上げて計画を立てているわけではありません。合併して、この中心地から外れている旧町村の関係もそれぞれ改善をしていこう、そういうふうな計画が練られているわけでありまして。その中の一つである、この中心市街地の活性化を求めた事業でもあります。財政的に、今、この合併以降の特例債、そしてこういう事態を想定した中で各種基金を持ちながら、チャンスを狙ってきたわけでありまして。それが、今の現状であって、去年の3月の議会で調査等の議案に対して、私は賛成をいたして、この中心市街地である事業の活性化を是非進めていっていただきたい、そういう思いであります。財政は厳しいです。ただ、きれいな絵を書いて、大きな建物を建てて、何でもかんでも贅沢なものを造る。そういう時代ではない。そういうものは当然、執行部も理解しているだろうし、多くの市民がそういう思いだと思います。ですから、執行部にも、是非多くの皆様方の意見を聞きながら、身の丈にあった施設、そして整備をしていって、なんとしてもこの中心市街地の活性化に取り組んでいただきたいと、そういう思いで私は本議案第4号に対して、反対の討論といたします。是非、議員皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 次に、修正案に賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

3番、高司政文君。

3番（高司政文） 3番議員、日本共産党の高司政文です。私は議案第4号、佐伯市中心市街地活性化事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定についての修正案に賛成の立場で意見を述べたいと思います。まず初めに、住民投票実現のために立ち上がった、佐伯市の現状を憂う会の田村会長を始め、会員の皆さん、署名活動に協力された皆さんに心からの敬意を表したいと思います。私たちも市政上のもろもろの問題に対し、組織的な市民運動を起こせないでいた中で、このような活動を展開できる市民グループが誕生したことに、ようやく佐伯市でも住民自治が芽生えてきたかという感慨の思いで討論にたっています。さて、思い返せば、大手前再開発など、今回提起されています、中心市街地活性化事業の賛否を、直接市議会が判断することになったのは、去年の3月議会、平成22年度予算審議の際に、まちづくり交付金を使った事業予算を組まれていることに対する態度が最初でありました。3月議会で私は歴史資料館建設を始め、中心市街地の事業全体的には賛同しつつ、大手前地区については城下町らしい、統一した街なみと佐伯市の特産品販売地域として位置づけ、市民全体のメリットになるまちづくりを提案した上で、区画整理を伴う再開発は、街自体を壊してしま

うことになるかと反対を表明しました。そして、平成22年度予算案に対しては、市民が無駄遣いと指摘する事業も必要だと考える事業も一緒にし、一つでも欠けたら全てがだめになる、などと議員や市民に、脅しともとれる市の手法を批判しました。また、債務残高についても、減っていることについては評価しつつ、新庁舎建設や中心市街地開発などに対して、10年後には基金がなくなるという財政見通しの中で、有利な合併特例債、有利な起債の一声で何かから何まで行おうとする姿勢は危険だ。このままで市民生活の向上、地域経済の活性化につながる政治ができるのかと問い、反対しました。今回の住民投票条例請求の趣旨が、正にその指摘に沿ったものであり、大いに歓迎するものです。それでは、条例案に付けられた、市長の意見に対して意見を述べます。まず、市民への情報提供についてですが、これについては、あらゆる機会を通じて情報を提供している上、議会の議決を経て市民の意思も明らかになっているので、住民投票の必要はないという立場です。しかし、市民の意思を十分に聞けなかったことが、今日の住民投票条例の請求につながったことは、明々白々であります。このことは、住民投票に反対を表明した議員も等しく述べており、必要はないとする論拠が事実と違うことが明らかになりました。しかも、情報提供といっても、まちづくり協議会での報告、市報への掲載、ケーブルテレビの放送、市のホームページと、いずれも一方通行の情報発信に過ぎず、市民との双方向の対話をあえて避けてきたのではないかと云々をえまません。パブリックコメントについても、反対する議員すら、いつ終わったのか分からないと述べるくらいお粗末なものでありました。私は、新庁舎建設の議論があったときに、中心市街地などの大型開発は、住民投票や住民説明会を行うべきと主張してきましたが、今回の大手前開発等についても、もう少し何か検討していればと、このような事態を免れたのではないかと考えます。次に財政の悪影響についてです。市長の意見では、この事業の実施によって、財政に悪影響を及ぼすものではない、とありますが、それは財政上、計算上悪影響がないと言っているのに過ぎません。債務残高を減らし、大型事業の財源を確保するため、行財政改革を進めていますが、これらの多くは市民生活と密接に関連しており、市民の暮らしはもちろん、市職員の生活にも既に悪影響が出ているではありませんか。例えば、国保税の値上げ、母子手当の削減、敬老年金の廃止など、市民向け事業が後退したり、指定管理者制度導入による委託料削減が非正規雇用拡大につながったり、学校や火葬場などの施設の統廃合、職員数や給与の削減、本庁集約化による周辺部のサービス低下など、市民生活に大きな影響が出ています。普通交付税が大きく減らされる平成27年度以降、更に大きな影響が出るのが必定であります。辛抱するべき、痛みを伴うのは仕方がないという話が先程出ましたが、もう少し市民の暮らしが大変なことに思いをはせてもらいたい。そして、議会はそうならないために予算の執行をチェックするべきではないでしょうか。投資的経費の面で見ても、年80億、5年で400億確保すると言いますが、大型事業は大手ゼネコンが受注することが多いため、地元業者の影響は必ず出ます。市長はJV間の受注比率を地元業者に有利にしていると反論しますが、それ自体、大型事業は大手ゼネコンが受注するということを証明したようなものです。また大型事業は単年度集中型で、一時の清涼剤にしかならず、逆に一般の事業に制約が出るのが考えられ、大型事業に関われない建設業者等へ仕事が回らなくなります。実際、新庁舎建設と大手前再開発などで100億円を超える投資的経費になり、一般投資経費は5年で300億、年60億を下回る水準になります。合併前が150億前後でしたから、半分以下の水準です。さらに市債残高についてですが、平成21年度決算書を見ますと、一般会計、特別会計

合わせて784億1,788万1,000円で、先程井野上議員が言っていましたけど、市民一人当たり97万7,365円となっています。これに、債務負担行為額63億5,150万9,000円を加えれば、847億6,939万円になります。合併特例債の交付税措置は償還が始まって3年後からであり、来年度以降の大型事業の債務負担を考えれば、実質債務負担で見ますと1,000億近くなる可能性は十分あります。先程の反対討論で優良債だとか言いましたが、債務負担額で見ればこれが事実です。償還が終わるまでは債務残高で残るのは事実であり、交付税措置だからそれを引いて考えるというのであれば、決算書を否定することになります。基準財政需要額など、普通交付税のことが話が出ましたが、配分ルールの一部に、留保財源というのがあります。現在25%ですが、これが引き上げられる可能性があります。例えば交付税措置で上乘せされても、マクロ的になるマクロ的な交付税枠が減らされるようになる可能性は十分にあります。現に、2003年、都道府県に回る留保財源が20%から25%に引き上げられ、交付税の取りあい競争にさらされています。今ちゃんと配分されているからといって、将来安心というわけにはいかないのです。そもそも、市は昨年2月に試算した財政収支の見通しを、財政は大丈夫という根拠にしていますが、財政課では事業ごとの積み上げによる試算はしておらず、あくまで年20億円債務を減らす、年80億円の投資的経費を確保するための試算に過ぎません。本当に大丈夫、債務も増えないというのであれば、具体的な事業の積み上げで見た償還金や債務残高、交付税参入額、一般財源の負担分、こういうもろもろの試算を行い、公開すべきです。次に、事業の見直しについてであります。これまで執行部の見解は、事業が一つでもだめになれば全てだめになるという言い方をしてきましたが、市長の意見では、本計画全体の大幅な見直しを行う必要がある、その他の事業の実施にも重大な影響を及ぼしかねないというように変わっています。また、先日の議案質疑で、第16条の投票結果の尊重についてうかがった際、市長は反対が多数であれば、その結果を重んじ、参考にし、取り入れることを表明しました。これは、それまでの反対があっても推進する姿勢から一歩歩み寄った答弁であり、私は評価するものであります。同時にこれは、事業が一つでも欠けたらだめになるという論拠を押し通せなくなったことを意味します。しかも担当部はこの件で、内閣府に問い合わせもしていないこととのことで、だめになるという根拠が市の判断のみであるということも明らかになりました。次に、一昨日の地域開発調査特別委員会で反対を表明した議員の皆さんが述べた意見に対して、一言申し上げます。特別委員会での反対した理由、また今日の討論でも出ましたがその理由を聞きますと、ずっと議論してきたのだから、苦労してここまで来たのだから、同じ市民が協議している、市民同士が是非を問うのはどうか、市長が大丈夫と言うから、というように、多くは感情論から反対しているのに過ぎません。現在の計画は市民全体から見て、同意があるものなのか、この計画が本当に佐伯市の活性化につながるのか、財政的な裏付けが十分であるのかなど、論理的、科学的に説得力がある意見が述べられないでいます。市長が大丈夫と言うからという理由に至っては、議員としての役割放棄としか言いようがありません。何のための議会改革であり、議会基本条例の制定だったのでしょうか。今回否決して、このことを年1回の議会報告会でどう説明するのでしょうか。皆さんがこういう意見を述べざるを得ないのは、委員会を傍聴した市民が言うように、住民投票になれば反対が多数になるので、それはさせてはならないという意識だけが働いているため、説得力、迫力がないのではないかというような意見が出ていますが、そう思います。他方で先程言いましたが、市民への説明が足りない、合意が得られていないことは反対する議員の共通の意見でも

ありました。そうであれば、住民投票という機会を通じて、改めて市民合意を得るための努力を執行部に求めるべきです。議会といえども、判断を迷う場合もあります。本来はそうならないために市民の中で活動する議員が求められるわけですが、判断を市民に投げかけることも必要だと思います。予算を認めたからと固定的に考えず、柔軟な姿勢で採決に臨んでいただくことをお願いします。最後になりますが、この間の執行部の事業見直しに対する姿勢の変化は、市民の世論と運動が動かしてきたものと考えています。今後も市民の多様な意見を代弁する議会、市民の負託に応えられる議会を作るためには余曲折が予想されますが、市民の代表としてともに運動することを呼びかけまして、賛成討論とします。

議長（小野宗司） 次に、修正案に賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

7番、河野豊君。

7番（河野豊） 7番議員の自民党会派所属、河野豊でございます。私は本臨時議会に上程されました議案第4号について、修正案、原案ともに賛成の立場で討論を行います。実は、討論の締め切りは昨日の5時まででしたが、のっぴきならぬ用事でふと気がついたら5時半です。実際には皆さんに、議員の皆さんにお配りした資料の中に私の名前は載っておりませんが、議長にお許しをいただきまして討論をさせていただきたいと思います。まず、最初に申し上げておきますが、先程高司議員もおっしゃっておられたように、佐伯市の現状を憂う会、この方々の御苦勞には敬意を表します。ただ、私はこの方々の趣旨に全て同調して賛成するものではありません。また、今回問題視されている各事業に対しても、反対しているから待ったをかけようとして賛成するものでもありません。むしろ、事業そのものには重要な事業ととらえ理解している議員の一人であると自負しております。ただし、観光交流館建設事業については私は未だによく理解できておりませんが、いずれにしろ各事業、今回問題視されておる各事業については現在進行形の形で議員として、そのチェック機能を怠っておるわけではないと自負しておるものでもあります。ただ、私は市民の方々が、これらの事業については住民の意見を聞いてくれとわざわざ署名活動までして申し込んできた。それはきちんと、しっかりと聞いてやってしかりと、素直に判断し、賛成をしておるわけであり。それは佐伯市議会として当然のことと、私はとらえております。ある意味、私議員個人の私心を捨てて、佐伯市議会の立場で賛成をしております。何ゆえその意見を聞くのに、聞く聞かんでこのように議論しあうのか、私には全く理解ができません。何ゆえ住民投票をすれば、実施して住民の意見を聞くことが事業の中止につながっていくのか、先程から討論を聞いておればですね、全て中止したら問題がでるといったようなとらえ方から討論をしておりますが、ここには傍聴されておる方もあるし、他の意見も聞いておりますが、市民の中には、こういった事業を賛成している方々もおられるわけであり。そういった中、何ゆえこの住民投票を、市民の意見を聞くことが中止につながっていくのか、そういった構成になっていくのか、私には全く理解ができません。市長にしろ我々議員にしろ、市民からの選挙で選ばれここにおるわけであり。選挙の時、皆さんの意見は市政に反映しますというようにお願いしませんでしたか。私はお願いしました。また、皆さんの代弁者として市政の場へ押し上げていただきたいとかお願いしませんでしたか。私はお願いしました。市民の声を代弁する、市民の声を聞く、これは議員として重要な役割であろうかと思うし。ましてや議員個人で考えるならそうですが、議会そのものを考えたときに、議会そのものは、この市民あつての議会であろうかと思ひます。何ゆえ反対するのか、全く私はわけが分かりません。確か

に直接請求という形は議会制民主主義の、根幹に踏み込む議会議員のプライドを傷つける行為と取れるかもしれません。しかしながら我々議員、特に私はチェック機関である議会において、完璧にその職務を、役割を果たしているかと問われれば、負託に十分応えて、応えた働きをしているか、常に自問自答しております。まあ、だからと言って声を大にして言うわけではありませんが、各審議、各議決において市民からちょっと待って、あなた方チェックを見逃しとるんじゃないですかと言われてしかりと、私は思っております。残念なことに、まあ委員長報告にもありましたが、先日のこの議案を付託されました、地域開発調査特別委員会においては、否決されました。恐らく、その構図からいくと、先程の反対討論の構図からいくと、大会派の方々が反対をしておられますから、反対ではないかなと、むなしい気持ちでここにおりますが、何ゆえ昨年市民に開かれた議会という趣旨の下、議会基本条例を制定したのか。これは先程から何度も、賛成する議員の方々が口を酸っぱくして言っております。ただのパフォーマンスであったのか。そうじゃないですか。拘束力も何もない住民投票を今更やる意味がない、無駄なことだと。これは、この議案が上がってきて、私は雑談の中で耳にしました。議会をばかにしとるとしか言いようのない雑談でございます。そういった意味で反対をしとるとしか私はとらえております。もちろん他にも先程から聞いておりますが、いろんな理由があるんであろうと思います。ただ、佐伯市議会という一歩上から見た、議会を見た時にですね、こういった議論そのものは議会を冒とくしとるというふうにはしか私はとれません。確かに、おまえこそ議会でまあ議決した、そういったものにクレームをつけられとんだと、プライドはないのかと、というような逆に言われるかもしれません。私はそんな小さいプライドは持っておりません。よく考えていただきたい。市民から意見を聞いていただきたいと申し込まれた。これは市長に若干関係してきますが、十分責任は果たしているので、住民投票はする必要はないと、要するに、直訳すれば、住民の意見を聞く必要はないと市長は意見書で述べております。また、例え是と出ようが非と出ようが、事業は推進するんだと。要するに、こういった手法、おかしいと思いませんか。法的な手続きを踏んで、直接請求に対し、議案の上程者である市長が、反対の意見書を付して議案を上程し、審議を議会に諮る。これは自治法上、実は調べたらですね、問題はないみたいなんですけど、これは私の範囲です。手続き上、実におかしい構図であります。住民投票条例、今回上がっておりますこの第11条には、2項にですね、中立の立場で行政が広報を行うとあります。これは佐久市の、田村さんの、傍聴の時に聞きましたが、佐久市の条例を手本にしておるということで、佐久市の場合は市長がこれ確か提案しておるんですよね。だから、ちょっと若干、今回の直接請求とは、若干異なるのですが、要するに、議案上程に中立でなく、反対の意見書を付して議案を上程した行為。これは法的に、仮に許されるとしても、私はアンフェア、要するに中立ではないと判断したことも、私の賛成の一つの理由でもあります。たしかに市長は自分のしっかりとした意見を、信念をき然と表明することは、市政執行者として重要なことかもしれません。しかしながら、よく考えてください。大人げない気がします。私の知る限りでは、佐伯市始まって以来です。こういった、このように佐伯市民が政治に関心を持ってくれて、このようにたくさん傍聴におしかけてくれる。こういったことは、私が知るとる限りでは佐伯市、恐らく始まって以来ではないかと。私たちの意見を聞いていただきたいと、その思いで来ておるわけです。要するに、大変な努力をし、要するに、いくつものハードルを越え、ここに持ってきておるわけです。市長の見解は重要なことかもしれません。ただ、住民

票投票の必要性はない。こういった反対のコメント、それこそ必要なかったのではないでしょう。むしろ、真摯に受け止めます。そういうところで収めておれば、さすが西嶋市長、器が大きいと、誰もが賞賛したのではないのでしょうかとわたしは思います。さらに申し添えれば、本来他の事例を見ても、住民に直接意見を聞く住民投票は、まあ先程も申し上げましたが、市長あるいは議会が本来請求し、条例として上げて、やっていく形です。このように住民側から直接請求が問われるという事例は、大変珍しい。実はこれを昨日インターネットですっと調べよって、5時が回ってしまったわけで、ぱっと気がついたら5時すぎとって通告に間に合わなかったとなっておりますが、こういった住民投票はある意味両刃の剣とも言えますが、今ここで仮に、我々議会が否決した場合ですね、恐らくそういうふうになるのかなと思います。議会にとって何のメリットがありますか。何のメリット、こういう言い方をするのは不適切かもしれませんが。佐伯市議会として何のメリットがあるか、考えてください、何もメリットはないじゃないですか。仮に、その否決しても、我々がとやかく言われるだけです。まあ後で述べますが、要するに市長が意見書の中で、住民の意見は真摯に受け止めるが、修正するところは修正しながら事業は進めていくと堅い意思を表明しているわけであり。言い換えれば、住民投票をして、非と出ようが是と出ようが、事業を進めると、それには先程高司議員も言っておったように、修正その他を加えて、若干歩み寄って進めると。確かにこれは我々も、聞いております。なのに何ゆえ、執行権を持たない議会が、否決する理由があるのでしょうか。我々執行権を持ってないわけですよ。議会は執行権はないわけですよ。しつこく言いますが、執行権を持たない議会が否決したところで何の意義があるか。これが、最初に私が私心を捨て、佐伯市議会の立場でと申し上げた大きな意味であります。じゃあ賛成し、住民投票が行われるとしたら、まあ委員長報告及び執行部の説明によると、様々な影響が出るということですが、もうすでに事業は半年ほど遅れ、まあ未だ図面も決定すらしてない。あ、これはまだ言わん方がいいかもしれないけど、確かに影響はあることは理解できます。先程後藤勇人議員が言っておったように、総額約71億円の大計。言い換えれば、反対討論の方も言っておられましたが、50年先、100年先の大きな大計とも言えるこの事業がですね、今市民の意見を聞くために多少、足踏みして、その大きな大計から考えれば、私はさほどの影響が出るとは思えません。同時に執行部にはそれを補う知恵者は、なんぼでもおるはずですよ。そういうふうに信じております。まあ今更言うことでもないかもしれませんが、市民の方々、今日傍聴にお見えの方々、中にもこのような事業というか、市政施策を議員が主導してやっておるように勘違いしておられる方がたくさんおると思います。議員はチェック機関であって、政策提言、修正、意見書等の発議ができますが、いずれも基本的には予算を伴わない案件であり、何度も言いますが執行権は全く持っておりません。執行権は市長、執行部にあるわけであり。執行権を持たない議員、議会が何ゆえ否決という視野が入るのか私には全く、何度も言いますが理解できません。執行権者である市長が、事業はやりますと意見書を付け、まあ例えは悪いかもしれませんが、昔のキリシタン弾圧踏み絵を、議会にぽんと投げ込んできたと。執行権もない議会が、なぜその踏み絵を踏む必要があるのですか。そのまま踏まずに賛成して、住民投票条例に賛成して、ぽんと市長に投げ返せばその執行権者である市長が、これは判断することである。議会が何も判断するようなことでは、私は全くないと。次にまあ市長が、報道機関に時期尚早という言葉コメントしておりました。これは私なりに分析をしてみました。分析が市長の思惑と違うかもしれませ

んが、今回問題視されている事業については、調査費及び債務負担行為等々何度も執行部の説明の中で述べられているように、端的に言えば基本構想と計画の状況であり、これから十分に説明しながら議会や市民の声を聞きながら、詰めていく段階ですよ、とこの報道を読んだときに、私は分析しました。異論があるかもしれませんが、私は大変納得のいくコメントだと理解しました。正に、今こうして議会モニター等です、中で議論しておるわけです、この3事業については。ならばなおさら、市民の声を聞く全くいいチャンスであり、最もいい時期と私は思います。最後に、かつて読んだ地方議会という本に、中に会派制の長所あるいは短所といった記述を目にしたことがあります。長所は、皆さん御存じのように主義主張を同じくし、政策・議論を忘たなく討議を重ね、切磋琢磨し議員それぞれの資質を高めあうんぬん。これは数多く述べられております。この中に短所、弊害として、ともすれば議員個人の主義主張が抑えられ、ようするに会派制です、ともすれば議員個人の主義主張が抑えられ、追従型といった無気力を産み出し、みんなで渡れば怖くないといった集団防衛主義的思考を助長してしまうと。こういった談話が載っておりました。要するに、痛切に警鐘を鳴らしております。何ゆえこのような話を持ち出すか。本来我々議員は、執行部から提案された議案、そういったものには、要するに会派等で勉強会その他しながら、お互い忌たんのない意見をして、合議、要するに合議を図って、統一的な見解を会派で持つ。こういうことが大変重要なことであろうかと私は思いますが、この本の中に、本件のように世論に押され、住民側から提出された特殊な議案に対しての記述が載っております。それには議員個人の事情を鑑み、恐らくいろんな事情があるはずですが、それぞれの意思を十分に尊重し、強いて合議をなすべきではなく、自由活発な姿勢が議員個人の姿勢が尊重されるべきであると結んであります。釈迦に説法ととらえられたかもしれませんが、今正に市民は、この佐伯市議会の議決に注目しております。選択肢は賛成か反対か、たった二つしかありません。いろいろ、まあ述べてまいりましたが、私は私、当初言いましたように、私は私個人の思惑、そういったものを捨て、佐伯市議会にとってどの選択肢が一番懸命なのか。開かれた議会、市民の議会、そういった観点からですね、私心を捨て、賛成をしております。他の議員におかれましても、この際会派、私心を越え、当然反対討論をされた方に今更同調していただきたいということは言いませんが、是非、それぞれの賢明な選択をお願いし、私の賛成討論を終わります。

議長（小野宗司） 以上で通告による討論を終わります。

これにて討論を終結いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 吉良栄三君。

27番（吉良栄三） 議長、意見を言わせてください。

議長（小野宗司） ちょっと待ってください。ただいま、吉良栄三君から意見の申し出がございました。本議案はすこぶる市民にとって関心の高い重要な議案でもあります。その意味では、市議会といたしましては説明責任を尽くす義務、これがあります。その観点からただいまの動議、意見の申し出については許可をいたします。27番、吉良栄三君。

27番（吉良栄三） 27番、吉良でございます。討論として、賛成の意見が6名、反対の意見が5名出ております。私は賛成の立場でもう一步踏み込ませていただきたいと思います。今回の条例案に対しまして、聞きますと、昨年、まあ1か月を掛けて署名を行い、2,000人以上の

署名の元、今回の条例案に至ったと聞いております。この署名の重みというのは、非常に大きいものと思っております。その中で、今回署名をされた方、またこの審議をする中で、請求代表者の田村さん、そして大手前準備組合の高橋さんの意見等もお聞きしましたし、皆さんの御意見も聞くことができました。非常に、この中心市街地の事業に対して、皆さん不安に思ってるんだなあというのを、私自身、率直に考えました。果たして、この事業をやって将来どうなるのか。財政は大丈夫なのか。まだ準備組合が正式組合にもならないのに、そういう事業を進めていいのか。たくさんの不安の声が今回の住民投票条例に結びついてるものと思っております。本来、行政の役割というものは、佐伯の市民が不安にならないように行政を進めていくのが、行政の役割であり、また立法機関である議会の責務だと私は思っております。そうじゃないでしょうか。それが、執行部の提案に対して市民から非常に不安な声がかこれだけ出ていると、正式な手続きを踏んで、このように上程されるくらい不安な声が出ているということは、執行部も、そして私たち議会も、真摯に受け止めなくちゃいけないと思っております。この条例の中には、11条にありますように、説明をするべきだと。この住民投票をするにあたり、市民のたくさんの市民にこの事業を説明してほしいという趣旨の条文が入っております。以前、合併の時に、旧市町村、各市町村長が合併の説明会として、市町村長本人が各地域に乗り込み、たくさんの地域に行き、合併の趣旨を説明し、皆さんに賛同を求めたという経緯があります。今回のこの中心市街地の事業というのが合併ほど大きくない、匹敵するものではないじゃないかという声もあるかもしれませんが、こうして住民投票を行う、住民が立ち上がって運動を起こすくらいの状況であります。やはり、それに匹敵するような大きな事業じゃないかと認識しております。準備組合の高橋さんが意見として言われておりました、この事業は佐伯市民皆さんに応援をしてほしい、佐伯市の玄関としてこの事業を成立したいと、その思いを伝えております。やはり、こういった状況の中では、執行部は説明は十分はしてると言っておりますが、まだまだ誠意を持った説明をしていく必要があると思っております。私は、この今回の案件が出たときに、一つ思い出したことがあります。それは、ちょうど、もう6年前になります。この合併をした時に、市長が、西嶋市長がまず一番最初にしたことが、大入島に渡り、反対をしていた方の所にいって、膝を交えて住民との意見交換、そして市長も事業の大切さを訴えてきたと思っております。そういった誠意、また情熱を持った取り組みを市長がされたのを私は記憶しております。正にこの時も、やはりそういった行政の姿勢が、必要な時ではないでしょうか。そういった、誠意を持って市民全体に伝え、この条例を行うことによって、皆さんに佐伯市の今の現状、そしてこれから進めようとするのを多くの郡部も市も関係なく、多くの皆さんに誠意を持って説明し、そしてその結果を住民投票の結果に委ねるといった形で私は十分いいのではないかと思います。もしそうした中で、賛成の方が多ければ、もうそれは市民がその事業を望んでいるんだということで、市もその皆さんの声を追い風に、この事業を進めればいいし、もし、やはりこの事業はおかしい、やるべきじゃないんじゃないかという市民の皆様の結論が出た時は、真摯にそれを受け止めて、今後考える必要があると思っております。そういう意味でも、今回の投票条例を制定し、皆さんの意見を聞く一環として、取り組むべきとして、私は賛成の立場で意見を言わせていただきたいと思います。最後に。ダーウィンが言いました。後世に生き残るものは何かと。それは、大きいものでも、強いものでもない。進化したものだと言っております。それは、生命体のみならず、こういう地方自治体も、これから進

化をしていかなければいけないのではないのでしょうか。今回のこの投票条例がその一躍を担うものとして、僕は期待し、賛成の意見とさせていただきます。皆さんどうかお考えください。

議長（小野宗司） これにて討論を終結いたします。ここで皆さんにおはかりいたします。ただいま12時半を回っております。議長といたしましては、昼食休憩を挟まず、採決に入り閉会まで続行いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。会議を続行します。

（「動議」という者あり）

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 発言の許可を求めます。動議成立はいいですか。

議長（小野宗司） 賛成議員はいますか。

（「はい」という者あり）

7番（河野豊） 先程、討論の中でも述べました。今回上がった条例の中の第11条。この2項にですね、情報の提供に当たっては行政が中立性を保持しなければ、保持するように留意しなければならないと規定されておるわけでありまして。これは法的に問題ないのか。これのところは先程私は自分で調べた限りでは問題はないかなというふうに判断したわけですが、これは是非、議運でもってですね、判断を審議して判断をしていただきたいと思います。なにぶんにもこういった住民投票は佐伯市始まって以来のことですので、将来に禍根を残す、こういった悪い事例を残さないように、この辺のところをしっかりと審議をすべきではないかなと。さらに、もう1点、2点あります。今回、この条例に各議員の中に、署名運動に署名しておる議員が数名おられるはずですが、よもや、反対といったような票は投じないと信じておりますが、果たしてどうなのか。そうした場合に、これは議員としての信義に劣るということが、私は心配されます。この辺のところも、これは懲罰的なものには値しないのかどうか。その辺のところをしっかりと議会運営委員会をこれから開いていただいて、審議をしていただきたい。いずれも、先程も言いましたが、今回のような特殊な事例であります。きちっと、その辺のところは将来に禍根を残さないように議論を踏んでいただきたい。ということ動議で提案いたします。

議長（小野宗司） ただいま河野議員から、議会運営委員会開催、それを求めるそのための休憩動議の提案がございました。中身についてははなやかに皆さん方、理解がしがたいような内容だというふうに思います。本来であれば、賛否を問うところではありますが、中身がわからない以上、ここはひとまず暫時休憩をいたしまして、議長として、議運を開き、先程の件については検討していただきたいと思います。その間、暫時休憩いたします。

午後0時37分 休憩

午後1時20分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。先程河野豊議員から住民投票条例案に付

した市長の意見が中立性を欠くのではないかという意見、また、議員自身が署名簿に署名したことの法的妥当性についての疑義が出され、議会運営委員会において協議いたしましたが、いずれも問題ないことが確認されましたので、御報告申し上げます。

これより議案第4号に対する後藤幸吉君ほか2人から提出されました修正案について採決いたします。

議案第4号に対する修正案につきましては、会議規則第72条の規定により、記名投票をもって採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(小野宗司) ただいまの出席議員数は、27名であります。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(小野宗司) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は所定の白票を、否とする諸君は所定の青票を、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

(点呼、投票)

議長(小野宗司) 投票漏れはありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(小野宗司) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に矢野精幸君、井上清三君、以上の2名を指名いたします。

よって、以上2名の立ち会いを願います。

(開票)

議長(小野宗司) 投票の結果を報告いたします。

投票総数、27票。

これは先程の出席議員数に符号いたしております。

そのうち、賛成、7票。

反対、20票。

以上のとおり反対が多数であります。

よって、議案第4号に対する修正案は、否決されました。

次に、原案について採決いたします。

議案第4号の原案につきましては、会議規則第72条の規定により、記名投票をもって採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長 (小野宗司) ただいまの出席議員数は、27名であります。
投票札を配布いたします。

(投票札配布)

議長 (小野宗司) 配布漏れはありませんか。

(な し)

議長 (小野宗司) 配布漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長 (小野宗司) 異常なしと認めます。
念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は所定の白票を、否とする諸君は所定の青票を、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

(点呼、投票)

議長 (小野宗司) 投票漏れはありませんか。

(な し)

議長 (小野宗司) 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

議長 (小野宗司) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に矢野精幸君、井上清三君、以上の2名を指名いたします。

よって、以上2名の立ち会いを願います。

(開 票)

議長 (小野宗司) 投票の結果を報告いたします。

投票総数、27票。

これは先程の出席議員数に符号いたしております。

そのうち、賛成、7票。

反対、20票。

以上のとおり反対が多数であります。

よって、議案第4号につきましては、否決されました。

審議結果
議 案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 4 号	佐伯市中心市街地活性化事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定 について	地 域 開 発 調 査 特 別	原 案 否 決

日程第3 会議録署名議員の指名

議長（小野宗司） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、29番、下川芳夫君、30番、高橋香一郎君、以上の2名を指名いたします。

以上で、本日の議事はすべて議了いたしました。

おはかりいたします。

本臨時会はこれにて閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、平成23年第2回佐伯市議会臨時会は、これにて閉会いたします。

午後1時35分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成23年 2 月10日

佐伯市議会議長 小 野 宗 司

署 名 議 員 下 川 芳 夫

署 名 議 員 高 橋 香 一 郎

